

【調 査】

イギリス労働組合会議小史

——国家との関連を中心に——

序

数年前わが国では、『帝国主義論』50年、『資本論』100年、あるいは「明治百年」を記念する諸行事がなされ、そのおのおのがもつ歴史的意味がいろいろなかたちで議論された。しかし、1868年に第1回大会をもち1968年にその100年祭を祝ったイギリス労働組合会議(Trades Union Congress)のもつ歴史的意味については、わが国においてはもちろんのこと、イギリス本国ですら、ほとんど問題とされることなしに終わった。TUC自体も、100年史の解説写真集(Birch [3])を出版しただけで、1世紀にわたる自己の歴史の理論的総括をしていない。また、イギリスの労働史学界でも簡単なTUCの通史(Lovell and Roberts [20])が出版されただけで、TUC 100年史のもつ歴史的意味については本格的な議論がなされなかった。TUC 100年史の意味を問うことはそれほど無価値なことなのだろうか。私にはそうは思えない。以下にその論拠を略述しよう。

周知のようにイギリスにおける資本主義の発展史は、たんにイギリス一国にとってだけ特殊な意味をもつものではなく、資本主義発展史の理念型を構成するさいの不可欠な研究対象とされている。イギリス資本主義発展史は、それがもつこのような重要性のゆえに、多くの歴史家によって研究されてきた。だが従来の研究においては、資本主義の発展史はややもするとそのまま資本の発展史と同一視され、資本主義発展史が賃労働の発展史でもあるという視点が片隅に追いやられてしまう傾向がみられる。資本主義発展史の本質が資本の発展史において把握されるものであることは言うまでもないが、しかしそれにもかかわらず、資本の発展史との関連において賃労働の発展史をも把握することなしには、十全な資本主義発展史像は構築されえない。しかも、資本主義発展史のもう一つの構成部分である「土地所有」の発展史が、とくに封建社会から資本主義社会への移行にとって重要な意味をもつのにたいして、賃労働の発展史が、とくに資本主義社会から社会主義社会への移行にとって重要な意味をもっていることを考慮するならば、資本、土地所有、賃労働という三者のからみあいのなかで賃労働がどのよ

うな運動形態をとるかということを究明することは、とくに現代資本主義社会の歴史的把握にとって不可欠であると言えよう。しかもそのさい、マルクスの経済学体系プランとの関連で述べれば、賃労働を資本と土地所有との関連で把握すると同時に、さらにそれら3者を総括するものとしての国家(Zusammenfassung der bürgerlichen Gesellschaft in der Form des Staats. マルクス『経済学批判・序説』)との関連で賃労働を把握することが重要となる。とくに国家独占資本主義の時期と規定される現代の問題関心からすれば、この問題はことさら重要な課題として提起されよう。ところで、この問題を究明するにさいして、「独占」概念とならんで、「労働の社会化」という概念がとくに重要な意義をもっている。マルクスは、『資本論』第1巻、第24章、第7節「資本制的蓄積の歴史的傾向」において、「資本独占は、それと共にまたそれのもとで開花した生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化(die Vergesellschaftung der Arbeit)とは、それらの資本制的外被と調和しえなくなる時点に到達する。この外被は粉碎される。資本制的私有財産の最後の時が鳴る。収奪者たちが収奪される。」と述べ、資本制的生産様式を死滅に導く主要契機として「生産手段の集中」と「労働の社会化」という2契機をあげている。

この問題を帝国主義研究の重要な課題としてさらに発展させたのはレーニンであった。すでに別稿¹⁾で詳論したように、彼は、「独占」研究を発展させただけでなく、「労働の社会化」という概念についてもまたその帝国主義段階における特殊性を究明した。レーニンは、帝国主義の死滅性を明示する2大契機として、「資本主義から生じる独占」と「帝国主義による労働の大がかりな社会化」(гигантское обобществление труда империализмом)とをあげる²⁾。「帝国主義による労働の大がかりな社会化」とは、まず第一義的には、資本の集積・

1) 富沢賢治「レーニンの『労働貴族』論」、『経済研究』22巻1号。

2) 「帝国主義と社会主義の分裂」、『レーニン全集』大月書店、23巻、114ページ。

集中およびそれを基礎とする独占の成立に対応する賃労働の集中およびそれを基礎とする賃労働の組織化を意味するものと思われる。ところで、独占が、生産力視点からみれば社会主義社会の基礎をなすとはいえ、生産関係視点からみれば労働者階級にたいする抑圧の強化として現われるという二重性をもつように、「帝国主義による労働の大がかりな社会化」もまた二重の性格をもつと言えよう。すなわち、賃労働の組織化は、帝国主義を死滅に導くための労働者階級の組織化を意味すると同時に、とくに資本の側からすれば、帝国主義体制にふさわしい形態に賃労働を組織化することをも意味する。レーニンは、この後者の問題、すなわち、帝国主義段階における資本による賃労働のブルジョワ的組織化の問題を、労働運動における日和見主義の問題として重要視し、これについておよそつぎのように述べている。

労働組織の体制内化をはかるために、労働運動の指導部を買収して、それを内部から墮落させることが「20世紀の労働運動にたいする全世界のブルジョワジー全体の政策」となる³⁾。独占の獲得する「帝国主義的超過利潤」が小ブルジョワジーと労働者階級との一定層を買収する経済的可能性を生みだす。これを基盤にして、「労働貴族の層のブルジョワジー側への経済的離脱が成熟、完了し」、さらにその政治的組織形態としての「ブルジョワ的労働者党」が「すべての帝国主義にとって不可避となり、典型的」となる⁴⁾。買収された層は、「労働運動の内部におけるブルジョワジーの真の手先、資本家階級の労働担当副官、改良主義と排外主義の真の伝達者」として機能することによって、「ブルジョワジーの主要な社会的支柱」となる⁵⁾。

このようにレーニンにおいては、「帝国主義による労働の大がかりな社会化」とは、ただたんに帝国主義を死滅に導く主体的力としての賃労働の組織化を意味するだけではなく、帝国主義による賃労働の体制化をも意味していると思われる。だからこそレーニンは、『帝国主義論』の最終部分において、帝国主義論全体の総括を行ない、そこから析出された重要な結論として、「帝国主義と労働運動における日和見主義との結びつきの事実」ととくに強調して、「帝国主義との闘争は、それが日和見

主義にたいする闘争と不可分に結合されないなら、一つの空虚な虚偽の空文句にすぎない」と主張したのである⁶⁾。レーニンはまた、帝国主義段階における労働運動の歴史法則として、労働運動内における日和見主義と反日和見主義という「二つの傾向の闘争」をあげているが⁷⁾、この労働運動内における「二つの傾向の闘争」の基盤も、上記の「帝国主義による労働の大がかりな社会化」のもつ二重性にあるものと思われる。

マルクスとレーニンとが提起する上述のような理論的枠組みのなかで TUC 史研究がもつ意義は巨大である。本稿全体が論証するであろうように、TUC 史は、賃労働と国家との関連、「労働の社会化」、労働運動における「二つの傾向の闘争」という理論的問題を究明するうえで不可欠な一つの歴史的典型例を提示する。TUC 史が、イギリス独自の特殊性・個別性を反映していることは言うまでもない。しかしそれにもかかわらず、イギリスでは労働組合がかなり同質的であり、しかもほとんどの組合が TUC に組織され、複数の全国中央組織をもたない、等の理由により、TUC 史は、資本主義社会における労働組織発展史の一つの典型例として、上述の問題究明のために不可欠の研究対象をなすのである。

本稿は、とくに賃労働と国家との関連という問題を重要視しつつ、「労働の社会化」と労働運動における「二つの傾向の闘争」というテーマが、TUC 史のなかでどのように展開されるかを追究することを目的とするものである。このような問題意識と視点からして、本稿の記述は、通史的記述ではなく、問題史的記述とならざるをえない。本稿の課題は、TUC 史にたいして上述の問題視角からする一定の時期区分をなし、各時期の特質を明らかにすることに限られる。その意味で本稿は、将来書かれるべき本格的な TUC 史のための一つの序説をなすにすぎない。

〔I〕 TUC の成立と初期の活動(1868—75)

1. 成立史

TUC 成立前にもイギリスには労働組合の全国的連合体をつくろうとする試みが多くみられたが、いずれも組織としては短命に終わった。TUC がはじめて労働組合の全国組織として長期間存続しえた。その社会的基盤はなにか。TUC 成立史の主要な課題がここにある。以下、この社会的基盤と TUC の成立に導いた直接的契機およ

3) 「日和見主義と第2インタナショナルの崩壊」、全集、21巻、459ページ。

4) 「帝国主義と社会主義の分裂」、全集、23巻、124—5ページ。

5) 『帝国主義論』独仏版序文、全集、22巻、223ページ。

6) 同上、349ページ。

7) 「帝国主義と社会主義の分裂」、全集、23巻、124ページ。

び個人的動機について略述しよう。

TUC の存続を可能にした社会的基盤としては、1850年代から60年代にかけての「新型組合」(new model)の発展と主要都市における労働組合協議会(Trades Councils)の発展とをあげることができる。

「新型組合」の典型は、1851年に成立した合同機械工組合にみられるが、この組合は、高額の組合費を徴収し、その支出のほとんどを疾病給付、退職年金、葬儀給付などにあてる共済組合的性格の強い組織であった⁸⁾。基金の大部分はロンドンの常任書記に集中され、書記はこの強い財政基盤にたって全国的指導力を発揮した。この合同機械工組合を手本にしてつぎつぎに成立した「新型組合」は、従前の諸組合の闘争主義を否定したその友愛協会的性格のゆえに、いずれも強大な組合に発展していった。

「新型組合」の発展と同じ時期に労働組合協議会の発展がみられた。すでに1850年代に若干の都市で労働組合協議会が成立していたが、1860年のロンドン労働組合協議会の成立は、それがロンドンにおける既存の労働組合運動の大部分を代表し、そしてまたロンドンが多くの全国的規模の大組合の本部所在地でもあったという点で意義深い。しかもこのロンドン労働組合協議会を支配したのが全国的規模の大合同組合の書記たち、いわゆる「労働組合界の非公式の内閣」として機能した「ジャンタ」(ウェップ)であった。彼らの政策は、組合基金への食込みを避けるために、ストライキにたいして保守的態度をとり、可能なかぎり労使間の調停を支持する点に、その特徴がみられた。このロンドン労働組合協議会をみならって、1860年代に各地で労働組合協議会が設立された。

「新型組合」と労働組合協議会の発展にともなって、組合運動の指導者たちは組合運動の法的承認を要求した。40年代末のチャーティスト運動の挫折以来とられてきた非政治的運動の方針は廃棄され、彼らは再び政治的要求をかかげて運動を組織しはじめたのである。しかしながら40年代の政治運動が体制批判的傾向を内包していたのにたいして、60年代のそれは、体制内での組合運動の市民権要求の運動であるという点で、40年代のそれとは異質の政治運動であった。60年代の組合の法的地位は主従法(Master and Servant Law)によって規定されていた。主従法によれば、契約違反のさい雇用主

はたんに民事訴訟の対象となるだけであるのにたいして、労働者は刑事犯扱いにされた。しかもストライキが契約違反とみなされがちであったため、実質的な組合活動は強い法的規制をうけていた。このような状況のもとで1861年、グラスゴー労働組合協議会が、男子選挙権、主従法改正のために全国的運動を組織しはじめ、65年にはそのための議会对策委員会が設置され、積極的な活動を開始した。この運動形態は、67年の選挙法改正が成功とみなされたため、組合が組織する政治的な圧力団体の活動のモデルとなり、TUCに引きつがれることになる。

こうして1850—60年代における「新型組合」と労働組合協議会の発展およびそれを基礎とする政治運動の開始、これらがTUCの成立と存続の社会的基盤を提供することとなる⁹⁾。

つぎにTUC成立の直接的契機を考察しよう。TUC成立の直接的契機をなしたのは、1866年から69年にかけて生じた労働組合の法的地位にかんする危機状況であった。すなわち、1824年の結社禁止法撤廃以来、労働組合はもはや非合法組織とはみなされなくなっていたにもかかわらず、この法的承認を危くするような危機状況が66—67年に、主としてつぎの三つの要因によって生じたのである。第1に、66—67年不況の結果、高賃金がイギリス商品の国際競争力を弱めているという視点から労働組合にたいする非難がたかまってきた。第2に、1866年10月の爆破事件を頂点とする「シェフィールド暴行事件」(シェフィールドにおける非組合員あるいはスト破りにたいする組合員による暴力行為)の結果、労働組合運動全体を対象とした調査を目的とする「労働組合およびその他の組織にかんする王立委員会」が翌67年に設置され、この委員会の報告とそれに基づく立法措置によっては従来の組合の法的地位が再び奪われかねない状況が生じた。第3に、1867年1月の「ホーンビィ・クローズ事件」判決は、労働組合は「産業拘束を目的とする」ものであるかぎり普通法に照らして違法となる性質をもつものであるという決定を下し、組合運動を危機状態に追いこんだ。こうして66—67年には、全国の組合

8) 合同機械工組合の1851—89年の支出をみると、疾病、葬儀、失業、老齢退職等の共済扶助料2,987,993ポンドにたいして、ストライキのための支出は、その3%弱にあたる86,664ポンドにすぎなかった(Hutt [14] pp. 25-6. 邦訳, 30ページ, 参照)。

9) TUC成立の基盤についての最近の研究としては、飯田[16], Lovell and Roberts [20], 参照。なお、TUC史叙述にかんして本稿で利用しえた第1次資料は、主としてTUCの年次報告書とその他のTUC出版物である。TUC史に関連する歴史的事実と解釈については本稿は、その多くを2次資料(とくにBirch [3], Cole [6], Hutt [14], Lovell and Roberts [20], Pelling [23], Roberts [24], S. and B. Webb [32])に負っている。

指導者たちが一堂に会して労働組合運動の法的承認を得るために対策をたてるべき時機が完全に熟したのである。

おりしもマンチェスター・サルフォード労働組合協議会が、労働組合のための定期的な全国的集会を組織化しはじめていた。その直接的契機をなしたのはシェフィールド労働組合協会(Sheffield Association of Organized Trades)の書記であるドロンフィールド(W. Dronfield)の全国社会科学振興会議(Congress of the National Association for the Promotion of Social Science)における苦い経験であった。主として中産階級から構成されていたこの会議は、1860年に「労働組合とストライキ」(Trade Societies and Strikes)という報告書を発表し、労働組合の社会的役割について検討する必要性があることを強調し、それ以後の年次会議に組合役員を招いて報告をきいていた。1865年の会議に招かれたドロンフィールドは、会員による激しい組合批判の報告のあとで組合を弁護する報告をした。だが彼の報告はその年の大会議事録に掲載されなかった。これを不満とした彼は、この中産階級の会議の方式にならって、労働組合が独自の全国的会議をつくるべきだと結論し、マンチェスター・サルフォード労働組合協議会の役員であるニコルソン(S. C. Nicholson)とウッド(W. H. Wood)とともに、その組織化のイニシャティヴをとることになったのである。

その後、若干の紆余曲折を経た後、1868年6月2日から6日にかけてマンチェスターで彼らが組織する会議が開かれた(これがTUC第1回大会として後に記されることになる)。主として地方の労働組合協議会と北部の労働組合を代表する34名の人がこの会議に参加した。だがロンドンからはポッター(G. Potter)ともう一人の小組合の代表が参加したにすぎず、ロンドン労働組合協議会はこの会議をまったく無視した。実質的に全国的組合組織として機能していると自負していたジャンタの支配するロンドン労働組合協議会は、戦闘的組合主義の立場からジャンタを批判していたポッターがこの会議を支持しているところから、この会議が彼らに敵対する組織になることを恐れたのであった¹⁰⁾。この会議では、労働組合の必要性、労働組合と経済学、イギリス商品の国際市場競争への労働組合の影響、等について報告と議論がなされた。なかでも最重要議題となったのは、前記の王立委員会と労働組合の法的地位にかんするものであった¹¹⁾。

実践的見地からの報告と議論がなされた結果、労働者階級の共通利害に関連するすべての立法事項について全国の労働組合が結束して行動しうるために、全国的規模の労働組合会議を毎年開くことが望ましい、とする決議が採択され、バーミンガム労働組合協議会に次の会議の組織が委託された。

2. 初期の活動

1869年3月に発表され王立委員会の報告書は、主としてジャンタの活動によって、当初予想されていたほど組合にとって不利なものではなくなっていた。同年8月に開かれたTUC第2回大会では、47名の代議員が出席し、この報告書が勧告する労働組合法案を一層有利なものにするために熱心に議論を重ねた。ロンドン労働組合協議会からもオジャー(G. Odger)が参加した。この大会では、大会開催費として参加団体から年会費を徴収することがきまり、TUCの組織化が進んだ。次の大会は、労働組合法のための運動の重要性を考慮して、ロンドンで開かれることになった。だが、第3回大会の組織を担当したロンドン労働組合協議会は、労働組合法案の議会審議の時期まで大会を延期したので、1870年には大会は開催されなかった。政府の法案は、労働組合の通常活動を刑事訴訟の対象としないことを明示したが、しかしピケティングにたいして強い規制がなされたために実質的なストライキ権は保障されないものとなった。このため、1871年2月に開かれた第3回TUC大会では、労働者側の犯罪的意図を前提とした法案には反対であるとの決議が採択され、議会对策のために恒常的活動をする議会委員会(Parliamentary Committee)が設置され、ジャンタ系のハウエル(G. Howell)がその書記に選出された。議会委員会の活動が効を奏して、同年中に、ピケティングにかんする条項は労働組合法からはずされ、別に刑法修正法として立法化され、そのためにTUCは、前者の立法化に賛成し、後者の撤廃に努力を集中することができるようになった。

労働組合法の成立は、ジャンタの組織としての解散の主要な契機となり、その後は、ジャンタに代わって、TUCの議会委員会が労働運動の議会对策の指導権をとるようになった。「新型組合」の有力な指導者たちは、ジャンタといういわば一地方の私的集団をTUC議会委員会という労働組合運動の公的機関のなかに発展的に解消させていった。ジャンタは、TUCの第1,2回大会に

10) ジャンタとポッター派との対立は、労働運動における「二つの傾向の闘争」の初期的形態として、TUC成立史にとって重要な意味をもっている(藤野[10], 飯田[16], 参照)。

11) TUC第1回大会については公式の報告書がないので、その詳細については、Frow and Katanka[9], Musson[22], 参照。

はまだ批判的態度を示していたが、TUC 側の歩みよりもあったため、第3回大会には積極的に参加し、その後 TUC のリーダーシップをとるようになったのである。

第4回大会では、議会委員会は、刑法修正法の撤廃という課題のほかにも、炭坑の安全保障、労働者災害保障、等の立法化をはかるという課題を負わされ、その任務と責任がさらに重大なものになっていった。1874年の総選挙ではマクドナルド (A. Macdonald) とバート (T. Burt) が労働組合運動家として初めて議員に選出された。二人とも自由党員であったが(「自由=労働」派、Lib-Labs の先駆)、マクドナルドは、74年に設置された労働組合にかんする王立委員会(主として主従法と刑法修正法について審議)のなかで主従法と刑法修正法の撤廃を主張した。こうして翌75年には、ついに主従法と刑法修正法が撤廃され、その代わりに、雇用者および労働者法 (Employers and Workmen Act) と共謀罪および財産保護法 (Conspiracy and Protection of Property Act) が成立し、暴力によらないピケティングの合法性が明示され、ストライキ権が確立されることとなった。とくに The Master and Servant Law の撤廃と The Employers and Workmen Act の成立は、その名称変更が示すように、労使関係の近代化を法的に明示するものとなった。1875年には TUC の大会は1月と10月の2度開かれたが、10月の大会では、議会委員会は、いまや「解放の仕事は十分かつ完全に果たされた」(TUC [29] Oct. 1875, p. 5) と声明し、ハウエルもまた、TUC の存在は議会活動にかんするかぎりその自然の生命を終えたと考え、書記を辞任した。しかし、議会委員会は継続されることになり、ブロードハースト (H. Broadhurst) が新書記に選出された。

3. 小括

コール (G. D. H. Cole) は、労働組合が全国的規模で主従法改正運動を開始した1864年から近代的労働法の成立した1875年までの時期を総括して、「以上の緊迫した11年間に、労働組合運動の公的地位は根底から変化し、TUC が設立され、労働組合運動はほぼ近代の形態に近いものとなった¹²⁾」と結論している。TUC は、まさにこのような歴史の流れのなかで誕生し、数年のうちに近代的労働法成立運動の主役を演じるまでに成長したのである。この時期の TUC は、100年史という perspective でみると、産業資本主義段階の TUC として規定される。本節がその考察対象とした1850—60年代は、イギ

リス資本主義の「黄金時代」であると同時に、イギリス労働運動の「冬眠時代」(F. エンゲルス)であった。40年代におけるチャーティズムの挫折以来、イギリス労働運動史は、産業資本の「黄金」のわけまえにあずかる熟練工の全国的組織(「新型組合」)の発展により特徴づけられるようになった。すでに「世界の工場」として世界市場・支配を確立していた60年代のイギリス産業資本にとって残されていた重要な課題は、労働組合運動を資本主義体制のなかにどのようにくみこむかということであった。1867年に設置された労働組合問題調査委員会は、歴史のなかでまさにこの課題を担うものであり、それに対応して翌68年に成立した TUC は、この課題にたいする賃労働の側からの一つの歴史的解答であった。TUC の成立はこのような意味で、イギリス資本主義体制確立のための最終的な仕上げであったと言えよう。われわれは、その後の TUC と国家との関連の発展史において、一方では TUC が国家にたいしてその社会的承認を求め、他方では国家が TUC を媒介に賃労働の体制内化を試みるという過程を追及し、そうすることによって、「国家という形態における市民社会の総括」(マルクス)の歴史的進展過程を、賃労働と国家の関連という側面から、みることができるのである。

つぎにわれわれは、上記のような状況で成立した TUC がどのような基本的性格をもつものとなったかについて、まとめておこう。

まず第1に TUC の議会主義的性格をあげることができる。TUC は最初、労働組合の討論集会を意図して創設されたにもかかわらず、第1回会議のときから労働運動組織としての実践的性格を強くおびるようになり、第2、第3回会議では、組合法案が主要議題となり、第3回大会では、労働組合運動の法的承認を主目的とする議会委員会という恒常的機関が設置されるにいたった。この議会対策のための機関としての性格は、その後1世紀にわたる TUC の基本的性格となるものであった。こうして TUC の政策の基調は、体制内での法改正を主目的とする改良主義、議会主義であり、その意味で国家と癒着する強い可能性をその成立期から内包していたと言える。

第2に、ジャンタ派とポッター派との対立、あるいはロンドン労働組合協議会と地方の労働組合協議会との対立、等にみられるように、TUC はその初期から対立関係を内包するものであった。主流と反主流、右派と左派、改良派と革新派、幹部と一般組合員、熟練労働者と非熟練労働者、中央と地方、等種々の形態をとって現われるこ

12) Cole [6], p. 197. 邦訳, II, 106 ページ。

これらの対立関係は、創設期以来 TUC 史の一大特徴をなしている。そしてこれらの対立関係は、帝国主義の成長にともなって、レーニンのいわゆる労働運動内の「二つの傾向」の対立関係という性格を強くおびるようになるのである。

第3に、TUC が、その名称が示すように、大工、印刷工、機械工、等の諸職種(trades)の会議(congress)として組織されたことが、その後の TUC の組織の特徴をなしている。TUC は現在にいたるもまだ諸組合の会議としての性格が強く、その中央組織である総協議会の有する権根は非常に限定されている。また現在の TUC 内部では諸職種を内包する一般組合(general union)の勢力が強く、そのために産業別組合組織という近代的組織形態の実現がいちじるしく阻害されている。

上述の3点にわたる初期の TUC にみられる基本的性格がその後どのように展開していくかを明らかにすることが、本稿における TUC 史研究の主要な一課題となる。

〔Ⅱ〕「自由＝労働」派指導下の TUC (1876—99)

1. 自由党との癒着

1875年の立法措置により、創設期の主要目標が達成された後の TUC 諸大会には創設期にみられた緊張した空気はもはや見出せなくなる。その後1880年代末に「新組合主義」が従来の TUC の「新型組合」的政策にゆさぶりをかけはじめるまでの毎年の大会は、政府の個々の労働政策、労働立法にかんする議会对策のための労働組合役員会議にすぎなくなった¹³⁾。しかも TUC はその議会对策を有効なものにするために自由党に密着していった。TUC 議会委員会書記のブロードハーストは、「新組合主義」のインパクトにより1890年にその職を辞するまで、自由党と密接に協力することにより、TUC を強力な全国的組織につくりあげていった。すでに1874年の総選挙で2人の「自由＝労働」派議員が誕生していたが、1880年の選挙ではブロードハースト自身が当選し、自由党議員となり、さらに1885年の選挙では「自由＝労働」派議員は11名に増加した。1886年に成立した自由党政権は、ブロードハーストとパートを政府要職につけたほか、機械工組合役員のバーネット(J. Burnett)を商務省に新設した労働局の要職につけ、彼に労働問題を担当させた。

ブロードハーストをはじめとする TUC の「自由＝労働」派指導層は、労働者階級独自の政党をつくることに

反対した。1881年の TUC 大会は、議会委員会にたいして労働者候補を支援するためになんらかの組織的手段を講じることを委託したにもかかわらず、その後議会委員会はなんらの具体的措置もとらなかった。翌82年の TUC 大会では、議員基金創設の動議がだされたが否決されてしまった。同様の動議が84年と85年の大会でもだされたが、いずれも可決されなかった。1886年に TUC が設置した労働選挙委員会は、やがて労働選挙協会と改称して独立の団体となったが、この協会の目的は、自由党の公認を得て労働者候補の選挙運動を支援することであつた。したがってこの組織は、独立の労働者候補を支援せず、1895年に解体するまで、独立の労働者政党創設の機運に反対しつづけた¹⁴⁾。

1875—90年のブロードハースト書記長時代の TUC 議会委員会の活動は概して低調であり、主要な成果としては、職務上の傷害と死亡にたいする補償を規定した雇用者責任法(Employers Liability Act)の立法化(1880年)と84年の選挙法改正とをあげることができる程度である。

2. 「新組合主義」のインパクト

1873年に始まるいわゆる「大不況」の時期に、イギリスでは社会主義運動の復活がみられたが、80年前半まではその影響は TUC 大会では表面化しなかった。しかしブロードハーストが自由党内閣の内務次官に任命された1886年になると、TUC 内部に従来の自由党支持にたいする批判が現われはじめ、同年の大会では、8時間労働日立法化、土地国有化、資本主義批判等の社会主義的諸問題が提起されるにいたった。さらに1887年と88年の大会では、ケア・ハーディが自由党と癒着したブロードハーストを非難する動議を提出した。これらの問題提起は、ブロードハーストの操作により、いずれもたくみにはぐらかされてしまったが、1889年の「新組合主義」の高揚が決定的に TUC に衝撃を与えることになった。非熟練労働者の組織化はすでに80年代中頃から始ったが、88年のロンドンのマッチ女工のストライキの成功、89年のガス労働者の8時間労働日の獲得とドック労働者の賃上げストライキの成功、等の後、89年から90年にかけて「新組合主義」の戦闘的運動が全国的に広がっていった。しかもこれらの活動を社会主義者が支援したことが「新組合主義」の一特徴をなした。新組合は、雇用形態のいかに問わず広範な層に組合加入をよびかけたため、一般組合(general union)という組織形態をとる

13) S. and B. Webb [32], pp. 358-9. 邦訳、下、5ページ、参照。

14) Cole [6], p. 231. 邦訳、Ⅱ、170ページ、参照。

ものが多かった。組合員の多くが非熟練・低賃金労働者だったので組合費は低かった。しかも新組合の政策は、共済給付よりは、むしろ激しいストライキ戦術により雇用者の譲歩をかちとることを目的とするものであった。政府にたいしてはとりわけ8時間労働日立法化を要求した。また、地方自治体での活動を重要視したために、1889年から91年のあいだに各地に約60の新しい労働組合協議会が設立され、その数が倍加された。

TUC内ではとくに8時間労働日立法化要求をめぐって「自由=労働」派と「新組合主義者たち」とのあいだの対立が激化した。しかし、1890年9月のTUC大会では、この8時間労働日立法化要求の決議が、193票対155票で採択されるにいたった。しかも、この決議をはじめとして、この大会で採択された60の決議のうち45の決議は、国家と地方自治体にたいして労働者保護を要求する非自由主義的なものであった。こうしてTUC内の自由主義者たちの主張は挫折をみることになり、8時間労働日立法化要求に強く反対してきたブロードハーストも書記を辞任することになった。だが、これによってTUCの主流を社会主義者たちが占めることにはならなかった。新書記に選出されたフェンウィック(C. Fenwick)は、グラッドストンの自由主義政策の熱心な支持者であり、8時間労働日立法化の反対者であった。また議会委員会の構成員も従来どおりほとんど「旧組合主義者たち」からなっていたのである。

1893年の独立労働党の結成は、さらに社会主義者の勢力を拡大し、しかも、地方の労働組合協議会の支持をうけた独立労働党が、これらの組織を通じてTUCを支配する可能性が強くなってきた。これに対抗するために、議会委員会内の「旧組合主義者たち」は、1894年に、TUC規則を改訂し、TUCの構成員を労働組合員に限定し、採決方法としてブロック投票制をとることにきめ、95年の大会にさっそく新規則を適用した。その結果、TUCの創設者とも言うべき労働組合協議会はTUCから排除され、さらにブロック投票制により、大会出席の代議員1名が1票を行使するという従来の方式が廃止され、代議員が代表する組合員1,000人につき1票が与えられるという新方式が採用されることになったので、95年以後の大会では、多くの組合員をもつ大組合がTUCの支配権を握るようになったのである。

「新組合主義」は当然のことながら、雇用者側にも影響を及ぼし、90年代になると彼らは新しい労働運動の波に対抗するために雇用者団体を結成しはじめた。1890年には船主経営者連盟、1896年には機械産業経営者協会連

盟が結成されたほか、TUCの議会委員会に対抗する組織として経営者議会協議会(1860)が設立された。また「スト破り」労働者を供給する組織として全国自由労働者組合(1893)が設立された。1897年、合同機械工組合が8時間労働日獲得のために争議にはいったときに、さっそく機械産業経営者協会連盟が介入し、全国的なロック・アウトを宣告した。1897年7月から翌年1月にわたるこのイギリス労働運動史上はじめての全国的規模の大争議は、組合側の敗北に終り、8時間労働日要求は取り上げられた。しかし、このストを契機に、組合相互間のストライキ資金援助を目的とする組合連合を結成しようという構想が生まれた。1897年のTUC大会は、この構想を認める決議を採択し、その結果、1899年1月に、労働組合総同盟(General Federation of Trade Unions)が結成された。

「新組合主義」のインパクトは国家にもおよんだ。1889年のドック・ストライキを頂点とする不熟練労働者による争議の問題を主として調査するために1891年に設置された王立労働問題委員会は、94年に報告を発表し、その勧告に従って、96年には調停法(Conciliation Act)が立法化された。この法律により、商務省の労働局は、争議のさい、労使の要求により、調停者・仲裁者を任命する権限を与えられることとなった。この立法措置は、争議にたいする国家の介入への傾向を示すものとして注目に値する¹⁵⁾。

3. 小括

1868—75年のTUCが組合運動の法的承認を目的としていたとすれば、1876—99年のTUCは75年に獲得された組合運動の法的承認をさらに社会的承認にまで拡大し、雇用者側からも承認を得ることを目的としていたと言えよう。そのためにTUCの指導者たちは、自由党内に入りこみ、「自由=労働」派形を成していった。G. D. H. コールによれば、19世紀末には、「広範囲の労働者の上層が、習慣や生活の仕方において下層の中流階級に同化し」、また「労働組合の指導者になるということは尊敬すべき職業となった¹⁶⁾」のであるが、それだけにまた、労働者階級の上層と一般労働者とのあいだの対立関係と労働運動内における「二つの傾向」の対立関係が顕在化してくる。

15) 飯田鼎「イギリス労働組合の現状(1)——いわゆる『ドノヴァン報告』(Royal Commission on Trade Unions and Employers' Associations, 1965-1968, Chairman: The Rt. Hon. Lord Donovan)の紹介と分析を中心として——」、『三田学会雑誌』63巻10号、58ページ、およびRoberts [24], p. 156, 参照。

16) Cole [6], p. 271. 邦訳、II, 240ページ。

TUC 史においては 1890 年の大会が労働運動内における「二つの傾向」の対立関係を明示する。ウェッブ夫妻や G. D. H. コールが、この大会における社会主義の勝利を強調しているのにたいして、H. ペリングは、TUC の指導部とその政策に重大な変化がみられなかったことを論拠に、ウェッブ夫妻とコールによる解釈を批判している¹⁷⁾。この解釈の相違は、おそらくは、ウェッブ夫妻とコールが TUC 内における「新組合主義」の動きに、ペリングが TUC 指導部の動きに、それぞれ注目しているという彼らの視点の相違から生じているものと思われる。しかしながら、すでに述べたように、1890 年大会で「新組合主義」が大きな影響力をもったことは事実であり、しかもそれにもかかわらず、TUC 指導部とその政策に重大な変化がみられなかったということもまた事実である。これらの事実を解釈するさいに重要なことは、どちらかの一面だけを強調することではなくて、この帝国主義段階への過渡期において、労働運動における「二つの傾向」の対立が顕在化してきたという視点からこれをみることである。この「二つの傾向」の対立という視点は、TUC 史解釈にとって、とくにこの時期にかぎられず、重要であり、この視点を欠いての TUC 史叙述は一面的で平板なものにならざるをえない。

このような視点からみると、「新組合主義」が TUC 指導部、資本家階級、および国家に与えたインパクトはまさに重大なものがあつたと評価せざるをえない。このインパクトをうけて、TUC 指導部は TUC の規則を改正して社会主義的潮流の排除をはかり、資本家階級はつぎつぎと雇用者団体を結成し、国家もまた労使関係への介入の姿勢を示しだしたのである。これらの事実、労働運動がすでに自由主義段階から帝国主義段階への移行を開始したことを示す。労働運動の帝国主義的編成、「帝国主義による労働の大がかりな社会化」に伴う労働運動組織の再編成、という視点からみると、これらの事実はまさに、労働組合運動の「自由＝労働」派的組織形態に限界がきたことを示すものであつた。帝国主義段階への移行につれて、賃労働の政治的組織形態もまた、「自由＝労働」派という産業資本主義段階に対応した形態から、帝国主義段階に対応した形態へとメタモルフォーズし、このような状況のなかから「自由＝労働」派の揚棄として労働党が成立するのである。

〔Ⅲ〕 帝国主義段階初期の TUC (1900—18)

1. 労働党の成立と自由党との連携

1899 年 TUC 大会で、議会委員会が社会主義諸団体と協同組合とともに特別合同会議を開いて議会への労働者代表選出の問題を検討すべしとする決議が、賛成 55 万票、反対 43 万票で、採択された。この決議にもとづき 1900 年 2 月合同会議が開かれ、労働組合代表と社会主義諸団体の代表(労働組合代表 7 名、独立労働党代表 2 名、社会民主連盟代表 2 名、フェビアン協会代表 1 名)からなる労働代表委員会(Labour Representation Committee)が創設された。この委員会の任務は、年次大会を開き、基金を管理し、選挙にあたって労働者代表の候補をたて運動を支援することであつた。だが、この委員会が、1900 年の総選挙に支出しえた選挙費の総額はただの 33 ポンドにすぎなかった。このようにとてもいまだ政党とは呼べない TUC と社会主義諸団体との混合組織を近代的な労働者政党にまで成長させていった最大の契機は、国家による性急な労働運動抑圧、すなわち 1901 年 7 月のタフ・ヴェイル事件についての上院裁決であつた。1900 年 8 月に生じたタフ・ヴェイル鉄道会社のストライキのさい、同社は、経営者議会協議会に支持されて、合同鉄道従業員組合にたいして、ピケティング活動を理由に、損害賠償を要求したが、上院の裁決はこの要求の正当性を最終的に認めるものであつた。この裁決により、その後ストライキを組織することが非常に困難になった。この事態に対処するために、まずなによりも労働代表委員会の強化が必要とされた。その結果、労働代表委員会の加盟組合員は、1900 年には 35 万名にすぎなかったが、1903 年の初めには 85 万名に増加した。さらに 1903 年の同委員会の大会では、立候補者は自由党あるいは保守党から独立すべきであるとする宣言が採択され、しかも、労働者代表議員の俸給のための基金をふやすために加盟組合に強制的な金を割り当てることが決定されたため、ここに独立の労働者政党の原則が確立されるにいたつた。TUC の議会委員会内には自由党から立候補する者がいぜんとして残っていたが、これら「自由＝労働」派の立候補の調整については、労働代表委員会の書記マクドナルド(R. MacDonald)が 1903 年に自由党の院内幹事と秘密協定を結んだので、自由党とのあいだには大きな混乱は生じなかった。

1905 年に TUC は労働代表委員会と労働組合総同盟との 3 者調整機関として合同委員会(Joint Board)を設置した。1906 年 1 月の総選挙の勝利(29 議席獲得)の結果、

17) Pelling [23], p. 271. 邦訳, 119 ページ, 参照。

議会内での実力を強化した労働代表委員会は労働党と改称した。1906年中に労働争議法が成立し、労働党はタフ・ヴェイル判決の破棄に成功した。1909年には全英石炭労働組合同盟が労働党に加盟した結果、同盟から選出されていた議員は自由党から労働党に党籍を変更し、最後の「自由＝労働」派もここにその姿を消したのである。

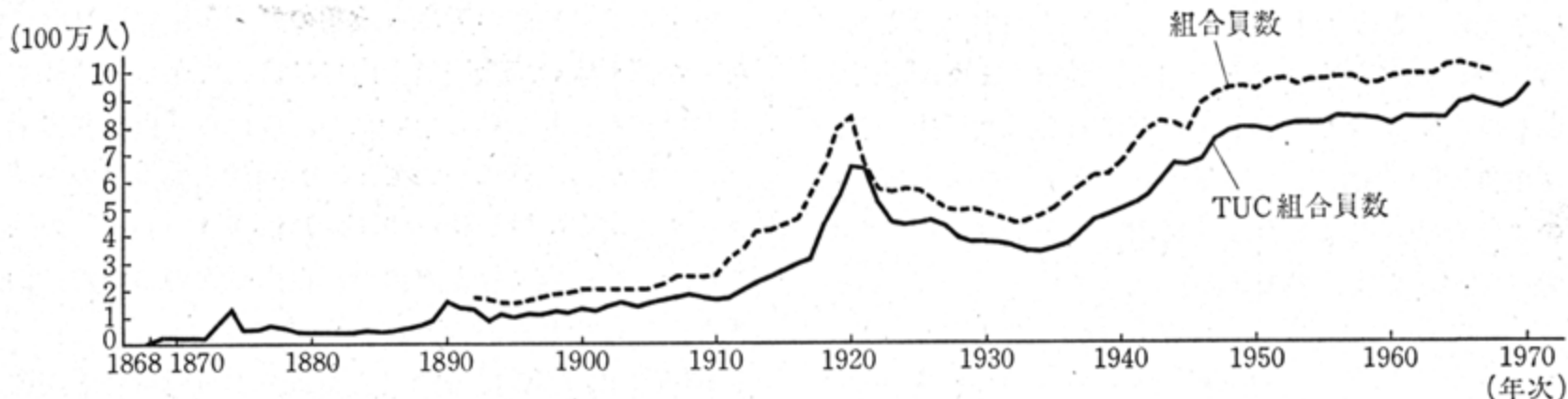
しかし、「自由＝労働」派の解体は、労働党が実質的にも自由党から独立したということの意味するものではなかった。「自由＝労働」派の発展形態としての労働党と自由党との連携は実質的な意味で、さらに継続されることになった。1905年に政権をとった自由党は、TUCと労働党の支持を得るために、TUCと労働党の提起する労働者福祉法案をつぎつぎに立法化していった。自由党政権のもとで、労働争議法、労働災害補償法(以上、1906年)、炭坑8時間労働法(1908年)、老齢年金法、職業紹介所法、賃金委員会法(以上、1909年)、国民保険法(1911年)、炭坑最低賃金法(1912年)等が成立した。しかもこれらの法律の立法化とその施行にあたって政府は、TUCの見解にとくに慎重な考慮をはらった。たとえば、商務省長官 W. チャーチルは、職業紹介所法の立法化にあたってつねに TUC の議会委員会と交渉をもち、この法律の施行のための委員に TUC の役員を任命した。これは、その後とくに第1次大戦中に発展をみた政府と TUC との癒着の先駆的形態となった。また、大蔵大臣ロイド・ジョージは、1911年に健康保険・失業保険計画の施行にあたって労働組合や共済組合を国家の制度を実施する代行機関または「承認組合」とすることを認めた。その結果「承認組合」の組合員数が急増し、TUC加盟組合員数も、1911年の166万から1914年の270万に増加した。こうして従来の労働組合の共済給付機能が国家の健康・失業保険計画に統合され、それに伴って労働者階級の組織化が急速に進んだ(第1図参照)。

自由党政府は上記のような福祉政策を実施し、労働党との連携を強化する一方、他方では労働党の急速な強化を阻止するための手段を講じることも忘れてはいなかった。1909年のオズボーン判決にその典型例がみられる。合同鉄道従業員組合の一分会の書記オズボーン(W. V. Osborne)が忠実な自由党員として、同組合の労働党への献金を「法律上の越権」とする訴訟をおこしたのにたいして、1909年12月にその訴訟の正当性が上院で最終的に確認された。TUCと労働党とはただちに新法律制定のための運動を開始し、1913年に上記の判決をくつがえす労働組合法を成立させた。しかしながら、この労働組合法によっても、政党への献金または党費徴集のためには組合員の投票が必要とされ、さらに献金にたいする個々の組合員の拒否権が認められたのである。

2. 「労働不安」と第1次大戦

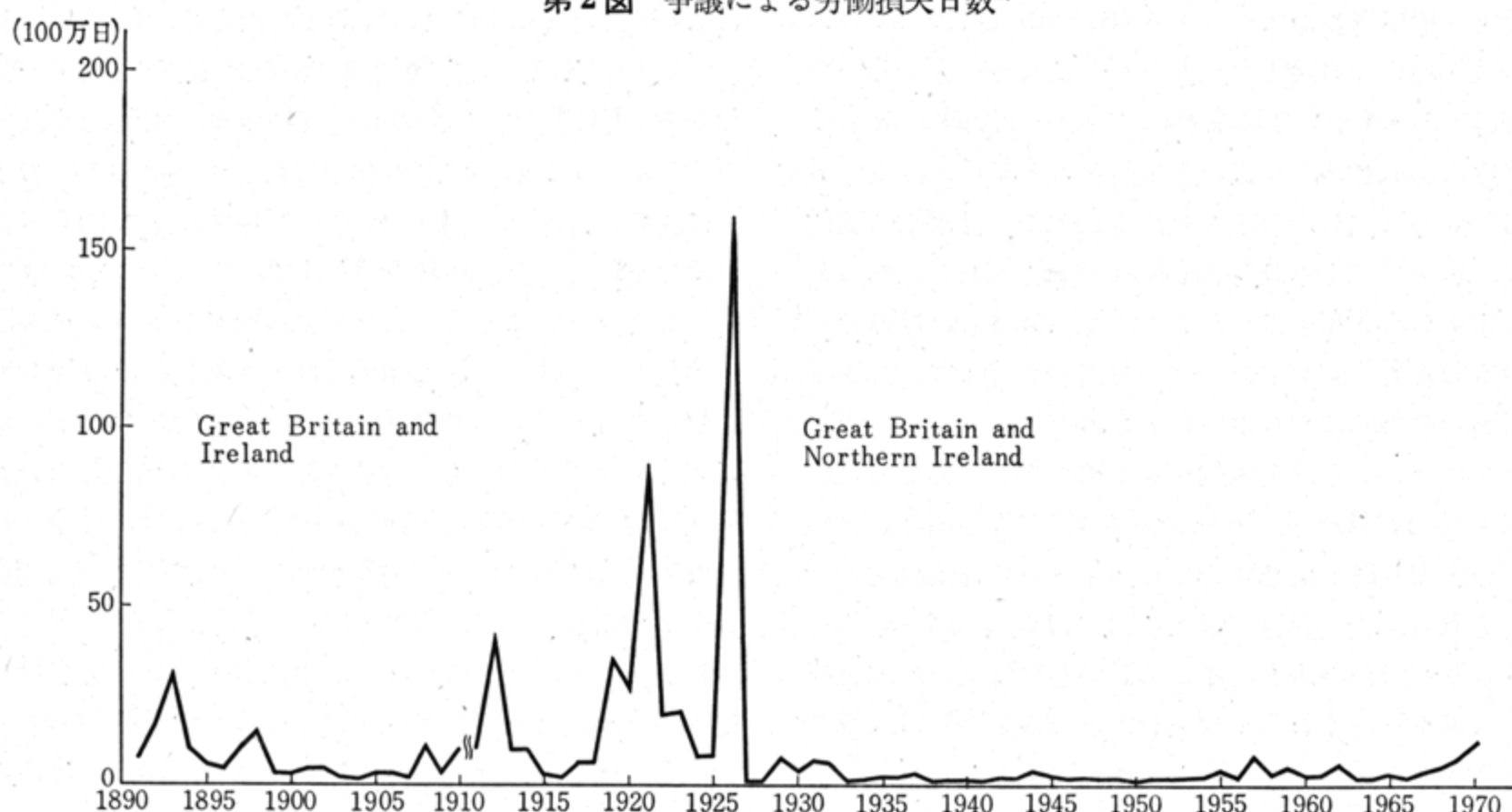
1910—14年の時期はイギリス労働史一般に「労働不安」(labour unrest)の時期とされている。この「労働不安」はイギリス社会の経済面にも政治面にも思想面にも現われたが、このうち経済面における「労働不安」を示す重要なメルクマールとしては、争議の件数、参加人員、期間、労働損失日数をあげることができる。これらの指標のうちとくに争議による労働損失日数は、「労働不安」の程度を示す総合的指標として、また資本主義社会の生産力上昇にたいする労働者組織の影響力の程度を示す一指標として、労働運動史の時期区分をするさいに利用しうる重要な指標となる。このような見地から作成した第2図が端的に示すように、前世紀末の10年間は1893年の炭坑スト、98年の炭坑ストと機械産業スト等により、労働損失日数がかなり多かったが、今世紀初頭の10年間は、タフ・ヴェイル判決や自由党政府の福祉政策等の影響で(1908年の機械産業ストを除いて)労働損失日数はまったく低くおさえられた。だが1910年から事情が変化する。1910年から26年にかけて労働損失

第1図 組合員数¹⁾と TUC 組合員数



資料: 組合員数については Committee on Industry and Trade, *Survey of Industrial Relations*, 1926, pp. 283-4, および Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics*, 1927-69. TUC 組合員数については TUC, *Annual Report*, 1970, pp. 844-6.

注 1) Great Britain and Northern Ireland に本部をもつ組合の全組合員数(年末)。

第2図 争議による労働損失日数¹⁾

資料: B. B. Mitchell and P. Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, 1962, p. 71. Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics*, 1927-69. Central Statistical Office, *Monthly Digest of Statistics*, No. 306 (June 1971).

注 1) 当該年内に始まった争議による労働損失日数。1910年以前は Great Britain and Ireland, 1911年以降は Great Britain and Northern Ireland.

日数を示す線が、激しい高低を示しながら急上昇する。そして谷間をなしている年が第1次大戦中(1914—18)と労働党政権成立の年(1924)であるというのが、このグラフの特徴をなす。このことは、1910年に始まり26年に大挫折をみる17年にわたる労働攻勢の波が、第1回目は戦争という手段により、また第2回目は労働党政権の時期にと、2度にわたり中断されていることを示している。もちろんこのグラフからだけでそのように推論することは性急にすぎよう。しかし本稿の「序」で述べた問題視角からすれば、このグラフから上述のような労働攻勢の長期的波動を読みとることも可能となるのである。以下本項では、この17年にわたる長期の労働攻勢の時期の前半(1910—18年)を考察する。

1910—14年の「労働不安」の主要な原因としては、経済的には物価上昇、政治的には社会主義の大衆化があげられる¹⁸⁾。1896年頃からの持続的な物価上昇の結果、1900—10年の間に実質賃金の低下を強いられた労働者たちは、景気上昇にともなって賃上げ攻勢を開始し、1910—14年にストライキが頻発することになった。さらにこの時期に一般労働者のあいだに社会主義が大衆化していった。多くの労働者、とくに青年労働者たちは、自由

党の従属機関に堕した労働党とそれに同調するTUC指導部に失望し、トム・マンたちが組織するサンディカリズムの運動にひかれていった¹⁹⁾。また1911年には、独立労働党を脱退した左派の黨員たちが社会民主連盟と提携してイギリス社会党を結成した。「労働不安」期の最大のストライキは、ドック労働者を中心とする運輸労働者のスト(1911)、鉄道労働者のスト(1911)、炭坑労働者のスト(1912)であり、これら基幹産業における3大スト(これは1914年の三角同盟結成の一契機となった)を中心に全産業にわたる中小のストが頻発した。とくに1910—11年には組合の非公認の指導者たちが組織するストが多くみられた。国家の側では、かつて商務省長官としてTUCと密接に協力して福祉行政をすすめたW. チャーチルが今度は内務大臣として、港湾ストと鉄道ストに軍隊を派遣し、スト弾圧に敏腕を振るったことが注目される。このスト弾圧は、彼にとっては、1926年の「ゼネスト」弾圧の陣頭指揮をとるための予行演習ともなったのである。

1912年のTUC大会ではサンディカリズムの見解がおりこまれている2つの決議案が提起されたが、両者とも否決され、TUC内でのサンディカリズムの勢力はここで決定的な挫折をみた。しかし1913年のダブリンでの「ゼネスト」は、同年のTUC大会にも影響を及ぼし、

18) Lovell and Roberts [20], pp. 42-48, Pelling [23], p. 139. 邦訳, 162-3 ページ, 参照。

19) Lovell and Roberts [20], p. 42, Pelling [23], p. 139. 邦訳, 163 ページ, 参照。

20) TUC [29], 1913, p. 72.

炭坑夫連盟組合長のスマイリー(R. Smillie)は、TUC がゼネスト構想を検討すべきときがきたことを強調した²⁰⁾。実際、1913—14年の冬にはゼネストへの傾向を示す兆候がみられはじめた。失業と生計費の上昇にともない労資の対立が激化し、争議件数が増大した。月平均争議件数は、1908年、11年、13年とそれぞれ30件、73件、121件と増大し、13年後半から14年前半にかけては約150件に激増した²¹⁾。ロンドンの建築労働者の争議は1914年初頭から半年間におよぶロンドンのゼネラル・ロックアウトをひきおこし、全国的ロックアウトが準備された。1914年3月にはトーリー・アルスターの叛乱により政治上の一大危機が生じた。また同年6月には炭坑労働者、鉄道労働者、運輸労働者が三角同盟(Triple Alliance)を結成し、一組合のストライキにたいしては他の二組合が同情ストを行なうことを約束した。さらに7月には、ウールウィッチの兵器廠でストライキが発生した。ウェップ夫妻が述べているように、「イギリスの労働組合運動は、実際のところ、1914年の夏には、巨大な労働争議の革命的な爆発の一手前までたかまっていた²²⁾」と言えよう。

だが、8月4日の対独宣戦布告がこの「革命的な爆発」を阻止することになった。TUC 議会委員会は、8月中に、労働党執行部、労働組合総連合運営委員会と三者会議をひらき、ただちに「労資休戦」を宣言した。これにより、8月初めには100件もあった争議件数が月末には20件に激減した²³⁾。その後の争議による労働損失日数の激減は第2図の示すとおりである。

大戦期の労働運動の主要な特徴は、第1にTUC指導部が国家と癒着したことであり、第2に「労働不安」がショップ・スチュワード運動として内向化したことである。

1915年3月、TUCは政府といわゆる「大蔵省協定」(the Treasury Agreement)を締結し、戦時中のストライキ権を放棄した。同年6月アスキス連立内閣が組閣されると、労働党党首A. ヘンダスンが文部大臣として入閣した。だが、彼の実際の仕事は、労働問題についての内閣顧問であった。こうして労働党は、政府の政策を左右する権限をほとんどもたないままに、政府の労働政策のお先棒をかつがされることになった。TUC 議会委員会もこの労働党の行動を支持し、1915年のTUC大会

(1914年大会は戦争のため延期されたため、1913年来初めての大会)もまた、愛国的議論のたかまりのうちに、労働党とTUC 議会委員会の戦争支持政策を圧倒的多数で承認した。こうして政府の戦争遂行過程へのTUCの参加は決定的となり、TUCは種々のレベルで国家行政に参加しはじめた。1916年12月に、アスキスをついで首相になったロイド・ジョージは、A. ヘンダスンを参閣させ、さらに鉄鋼製錬工組合書記のホッジ(J. Hodge)を新設の労働省の大臣に任命し、合同機械工組合の前書記バーンズ(G. N. Barnes)を年金省長官に任命した。TUC 議会委員会委員と他の組合代表たちは、戦争遂行のために政府が設置した約2,000にもものぼる数の諮問委員会に参加した²⁴⁾。

だが戦争が深まるにつれて、生活費上昇、住宅事情悪化、基幹産業労働者の移動制限、労働の希釈(dilution of labour)等の原因により、TUCの戦争協力政策にたいする一般労働者の不満がたかまっていっていった。とくに、熟練労働者のかわりに婦人労働者や少年労働者を入れて労働力不足を補おうとする労働の希釈は現場では歓迎されなかった。これらの労働慣行の変更は工場レベルでの協議を必要としたため、協議のための労働者代表としてショップ・スチュワードがしだいに現場における実質的指導者になっていった。1915年2月のクライド河岸の工場地帯における機械労働者のストライキを契機としてショップ・スチュワードたちが組織したクライド労働者委員会(Clyde Workers Committee)は、この委員会の目的として、「職場の諸条件にたいする管理権の一層の増大、雇用条件の規制、階級的基礎に立脚して労働者を組織すること、および賃金制度の打倒と労働者階級の自由と産業民主主義の樹立が達成されるまで階級闘争を続行すること²⁵⁾」を宣言したが、この宣言にショップ・スチュワード運動の精神が明示されていると言えよう。クライドにしたがってロンドン、シェフィールド等の産業中心地にも労働者委員会が設立され、1916年には全国職場・労働者委員会運動(National Shop Stewards' and Workers' Committee Movement)が結成されるにいたった。彼らの指導する非公認ストの波は、1917年4月から5月にかけてほとんどすべての軍需産業と造船業の中心地を蔽うものとなった。政府はただちに食糧価格の統制、賃金政策改善等の対応策をたて、国家による経済統制を一層拡大・深化させていった。

3. 小括

24) Birch [3], p. 67.

25) Hutt [14], p. 77. 邦訳、89ページ。

21) Hutt [14], p. 66. 邦訳、76ページ、参照。ただし数字はCentral Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics* により若干修正。

22) S. and B. Webb [32], p. 690, 邦訳、下、313ページ。

23) Hutt [14], p. 68. 邦訳、78ページ、参照。

帝国主義段階における TUC 史の幕開けを告げたのは 1900 年のタフ・ヴェイル事件であった。1901 年に下された判決のねらいは、1875 年の労働立法によって確立されたストライキ権をいわゆる「法廷クーデター」によって粉砕しようとするものであった²⁶⁾。産業資本主義段階における 1871 年の刑法修正法がストライキの実質的禁止を法律そのものによって規定したものであったのにならして、帝国主義段階におけるタフ・ヴェイル判決は、極度の弾力性をもった法解釈にもとづく個々の判決によってストライキを強く規制しようとするものであった。タフ・ヴェイル判決はまた、賃労働の政治的組織形態を帝国主義段階にふさわしい形態にメタモルフォーズさせる契機ともなり、産業資本主義段階における賃労働の政治的組織形態であった「自由＝労働」派的組織形態を独立の労働者政党へと発展的に解消せしめた(レーニンの規定する「ブルジョワ的労働者政党」の成立)。しかし労働党と自由党との癒着関係は隠微なうちに継続した(たとえば、マクドナルドと自由党院内幹事との秘密協定)。アスキス内閣の福祉政策は、TUC と自由党政府との関係を公式にも深化させた。ロイド・ジョージとチャーチルとが主導する社会福祉政策は、労働組合幹部の国家官僚への道を大幅にきりひらき、約 4～5,000 と推定された新しいポストは一種の「獵官制度」を形成し、強力な労働官僚層を成立させた²⁷⁾。だが、このような労働官僚層をもってしても、1910—14 年の「労働不安」はおさえきれず、労働運動における「二つの傾向の闘争」は、急速に激化していった。結局第一次大戦が「巨大な労働争議の革命的な爆発」を阻止することになった。自由党の福祉政策と労働官僚の力だけでは、帝国主義の危機は克服しえず、国家が、通常政治の延長としての戦争という特殊な政治手段を媒介として、賃労働にたいする直接的支配を開始し、「労働不安」の圧殺をはかったのである。

戦争による「労働の社会化」は種々の面でみられた。第 1 に、戦時における完全雇用状態が組合員数を倍加させた(第 1 図参照)。第 2 に、戦時中の仲裁機構による政府の賃金規制が賃金決定を地域レベルから全国レベルへ高めたので、賃金要求提出にあたっては、同じ産業内の諸組合の結束が強化され、諸組合の連合や合併がすすみ、労働組合運動の中央化が進展した。これにともなう雇用主側もイギリス産業連盟(Federation of British

Industries)を結成し、さらに後には労働問題を担当する組織として全国雇用者団体連盟(National Confederation of Employers' Organizations)を創設した。第 3 に、戦争目的にかんする共通関心から TUC と労働党との協力関係が以前よりも強化された。TUC 議会委員会と労働党執行部は開戦と同時に「労資休戦」を宣言し、以後一致して政府の戦争遂行政策に協力を惜しなかった。

だが、このような戦時における「労働の社会化」がもう一つの側面をもつことが看過されてはならない。TUC 指導部は、戦時におけるストライキ権を放棄し、離職証明制度や労働の希釈などを承認することによって、「労働の社会化」を一層進展させたが、それと同時に、それらの政策の施行は、現場労働者代表の活動を必要ならしめ、ショップ・スチュアード運動という、既存の組合組織の支配内には包括しきれない現場労働者代表による労働運動を生みだしていった。「帝国主義による労働の大きな社会化」がもつ二重性がここにもみられたのである。

〔IV〕「資本主義の全般的危機」と「ゼネスト」(1918—26)

1910—26 年という 17 年にわたる労働攻勢期の前半を考察した前節に引きつづき、本節ではその後半、1918—26 年の時期を考察する。この時期がイギリス労働運動史上一つの特異な時期をなすことは第 2 図からも推察しうる。すなわち、1918—26 年という 9 年間の労働損失日数の合計 3 億 6 千万日は、その後の 1927—70 年という 44 年間のその合計 1 億 4 千万日に比べて、優に 2 倍以上であり、前者の期間中 1919—21 年という 3 年間をとってみてもその合計は 1 億 5 千万日、さらに 1926 年という「ゼネスト」の年は 1 年間だけで 1 億 6 千万日となり、それぞれその後の 44 年間の合計をオーバーしている。以下本節ではこの一大労働攻勢期を、TUC の組織強化とそれにもとづく「ゼネスト」を中心に、考察しよう。

1. TUC の組織強化

長年の間、TUC の有給の職員は議会委員会の書記 1 名だけであり、しかもこの書記ですら従来の国会議員との兼任をやめてフル・タイムのポストになったのは 1904 年のことであった。この書記に 1 名の事務員がついたのは、1896 年であり、第 1 次大戦までは、この 2 名が TUC の全事務機構だったのである。だが戦時の事務量の急増の結果、1917 年の TUC 大会は議会委員会事務局の拡充を承認し、フル・タイムの副書記を任命した。戦後になると TUC の中央組織強化の必要性は、とくに、資

26) *ibid.*, p. 47. 邦訳, 55 ページ, 参照。

27) *ibid.*, p. 55. 邦訳, 64 ページ, 参照。

本の集中、大企業の生成、雇用者側の全国的中央組織の成長に対応して、ますます増大した。労使交渉と争議が一層全国的規模となる傾向を示していたのにたいし、労働側の対応は著しく遅れていた。強力な中央組織を欠いていたために多くの基本的問題(たとえば、1917年のホイットレイ委員会報告の評価、1919年に政府が組織した全国産業会議協議会設置の問題、また国有企業におけるworkers' controlの問題、政治ストの問題)について諸組合間の意見の調整がうまくなされなかった。また、戦中・戦後における組合員数急増に伴う組合加盟問題にかんする「縄張り争い」の増大、基幹産業のストライキのさいの関連諸組合の協議の必要性、等の理由からも、組合間の調整をはかる強力な中央組織が要請されるにいたった。さらに労働党の成熟に伴うTUCとの機能分化もまたTUC側にその組織の再編成を必要とさせた。1919年12月の報告書でTUC議会委員会は、「労働運動の諸活動を調整するために一層適切な機構を発展させる²⁸⁾」必要があることを主張し、労働組合調整委員会を設置した。この委員会が1920年9月のTUC大会に提出した計画案はこうであった。議会委員会に代わる総協議会(General Council)を創設する。総協議会は17のグループ別に選出された30名のメンバーから構成される。その目的は、産業行動についての調整、組合間の共通問題についての共同行動の促進、組合運動の原理上重要な問題で攻撃を受けた組合にたいする支援、組合間の紛争の解決、組合の組織化の支援、国際連帯の強化、である。1920年TUC大会はこの計画案を承認し、翌21年の大会で第1回総協議会メンバーを選出した。21年の大会はさらに、総協議会と労働党執行部、議会労働党の調整機関としてそれぞれの代表者から構成される全国合同協議会(National Joint Council)の創設を承認した。TUCはまた、1922年1月に労働党と合同で、調査部、情宣部、国際部を発足させた。さらに中央組織強化のためにTUC加盟費が増額され、TUCの収入は1918年の9千ポンドから21年には3万7千ポンドと4倍化した。

総協議会はただちに活動を開始した。とくに総協議会の支援のもとに組合の合併が促進され、1922年には運輸一般労働組合、1924年には全国一般地方現業員組合が結成された。1924年TUC大会は、総協議会の権限を拡大して、総協議会が加盟組合の争議に介入して可能なかぎりストライキに発展しないようにその解決をはかり、ストライキになった場合には当該組合を支援しうることを

認めた。この権限にもとづいて総協議会は、翌25年7月に、全英石炭労組同盟の闘争支援依頼を承認した。1921年の総協議会発足以後、総協議会が加盟組合の闘争支援のための運動を組織すべきかどうかという問題が毎年のTUC大会で中心的なテーマをなしてきたことを考慮すると、この石炭労組の闘争支援の承認は画期的なものであった。それはまた、1926年の「ゼネスト」へ向っての第一歩ともなったのである。

2. 「ゼネスト」

戦後の労働攻勢のなかで政府は多くの点で譲歩を重ねざるをえなかった。1919年1月の石炭労組のストライキのときには、政府は石炭産業の賃金問題・国有化問題を審議する委員会の設置に同意した。政府はまた同年9月の鉄道労組の全国的ストライキにも譲歩して、現行賃金率の維持を約束した。また1920年には、政府のソ連干渉が、TUCと労働党の反対にあい、挫折を余儀なくされた。1920年10月の石炭労組のストライキにさいしては、政府は6ヶ月間の賃金引上げを保証した。しかし、翌21年3月31日、石炭産業の国家統制が解除されると、雇用者側の賃下げを拒否した石炭労組は、当日ただちにロックアウトされた。三角同盟の他の2組合が同情ストをとりやめたので(4月15日、「暗い金曜日」)、6月下旬、石炭労組は大幅な賃下げをうけいれざるをえなくなった。この争議が主因で21年の労働損失日数は8千6百万日となった。22年、23年の労働損失日数もかなり多く、それが800万台に低下したのは労働党政権が成立した24年になってからであった。

だが労働党政権がTUC総協議会から穏健なメンバーをひきぬいていったので、総協議会は相対的に左傾化した。しかも労働党政府がTUCとの協議を試みなかった。TUCから非難され、両者の関係はしっくりいかなかった。さらに失業問題を中心とする労働諸問題にかんする労働党政府の無能力さが、多くの労働者を議会主義にたいする失望と直接行動の重要性の再認識へと追いやった。こうして1924年、25年のTUC大会では左派の影響力がかなり強くみられるようになった。1925年大会は、資本主義打倒要求を基調とする共産主義的決議まで採択した。また、ストライキ指令権を総協議会に与えようとする動議が提出され、問題の検討が総協議会に委ねられることとなった²⁹⁾。

29) だが同時に、この25年大会が、W.M. シトリーンを総協議会の書記に、E. ベヴィンを総協議会のメンバーに選出し、総協議会内の勢力関係を相対的に右派に有利にしたという点も、軽視されてはならない。

28) Birch [3], p. 49.

1925年7月の総協議会による石炭労組支援の決定はこのような状況のもとでなされたものであった。同年5月の金本位制復帰により打撃を蒙った石炭産業界の業主は、ただちに賃下げと労働時間延長を全英石炭労組同盟に要求した。石炭労組はこれを拒否し、闘争の支援をTUC総協議会に求めたのであった。総協議会の要請に応じてただちに行動した全国鉄道労組と運輸一般労組との威圧が効を奏し、政府は石炭産業界にたいし賃金と労働時間の現状維持をはかるための一時的補助金を提供することを決めた(「赤い金曜日」)。こうして勝利を得た石炭労組はつぎに、補助金の切れる26年5月1日に予想されるロックアウトに備えることとなった。一方、総協議会は石炭労組の要求を解決するために政府と協議をつづけ、26年4月には妥結寸前のところまでこぎつけた。しかし、ディリー・メール紙の印刷工たちがストライキ批判記事の印刷を拒否したとき、保守党政府は総協議会との交渉打切りの機会をつかみ、5月3日、TUCとの最終交渉を拒絶した。こうして総協議会はついに5月4日、十分な準備もなしに、全国的なストライキの開始においこまれたのである。これにたいして政府側は、1925年7月の「赤い金曜日」以来、「ゼネスト」に対処する慎重な準備体制を整え、すでに同年11月にはそのための計画案を完成していた。

ストライキ開始後の総協議会の主要関心事は、ストライキをどう有効に組織するかということよりも、それをどう合法性の範囲内に維持するかということにおかれていた。総協議会は、このストライキを「ゼネスト」と呼ぶことを嫌い、「全国的ストライキ」(national strike)と呼んだ³⁰⁾。政府側が食糧品輸送を確保しつづけたので、「ゼネスト」の有効性は半減し、ついに5月12日、総協議会は政府からなんの言質もとらないままに、スト中止を宣言した。1921年のときと同じようにその後石炭労組だけがストを続行し、11月に決定的な敗北をみたのである。

3. 小括

1918—39年という両大戦期は、労働運動史の視点からすると、1918—26年の労働攻勢期と1927—39年の労働守勢期とに2分されうる。しかし、この前半の1918—26年の労働攻勢期は、すでに述べたように、1910—26年という長期にわたる労働攻勢期の後半期でもあることに留意しなくてはならない。

戦中にひきつづき戦後にも「労働の社会化」の一層の

進行がみられた。1917年の労働組合(合併)法の成立により、組合合併が容易になり、この期間に、中小組合の合併による合同機械工組合の拡大(1921)や運輸一般労働組合(1922)、全国一般地方現業員組合(1924)等の大組合の成立がみられた。また、資本の集中、独占の成長、雇用者側の中央組織の発展、労使による賃金決定機構への国家の介入、等により、労使交渉と争議がますます全国的規模のものとなっていたので、TUCの組織強化が要請され、総協議会の創設とその権限の強化が実現した。さらにTUCと労働党との全国合同協議会の成立により、労働組合運動と政治運動との統合がはかられた。これらの事実はいずれも戦後における「労働の社会化」の一層の進展を示すものと言えよう。

「資本主義の全般的危機」のイギリスにおける反映は、戦後の労働攻勢の激化に明瞭に現われた。強力な政治ストにより政府のソ連干渉が挫折させられたのをはじめとして、この時期の初期には多くの面で政府が譲歩を強いられた。イギリス資本主義の国際的地位の低下がますます明白になってきたこの時期において、労働問題の最大の争点をなしたのは斜陽化した石炭産業であった。石炭産業の国有化が強く要求されたにもかかわらず、政府は逆に石炭産業を戦時統制から解除し、それを労使の直接的対決に委ねてしまった。しかも、1925年、政府は、金本位制復帰という措置により、石炭産業をさらに窮地に追いこみ、労使対決の火に油をそそぐ結果をまねいた。石炭労組支援を承認したTUC総協議会は、準備不十分のまま「ゼネスト」においこまれ、百戦練磨のW.チャーチルが陣頭指揮する強力な政府軍の前にひとたまりもなく敗走させられてしまった。H.ペリングが指摘しているように、「ゼネスト」の屈辱的降伏は、このストライキの指導者が当然もっているはずの政治的目的をまったくもっていなかったことを示している³¹⁾。「ゼネスト」のような大規模なストライキは、総協議会がいかにそれを合法性の範囲内にとどめようと努力しても、またその要求を経済的なものに限定しようとしても、客観的には国家権力への直接的挑戦を意味するものであり、どうしても政治的な意味をもたざるをえないものであった。政府側はまさに「ゼネスト」を政治的挑戦と解して、これに正面から対決したのに反し、総協議会側は「ゼネスト」の合法性と経済要求とを重要視するあまり、それが惹起する政治的問題にたいしてなんらの対応策をもたなかった。この点にかんする反省のないかぎり、ゼネス

30) Birch [3], p. 78, 参照。

31) Pelling [23], p. 180. 邦訳, 213 ページ。

トの勝利の可能性はない。だが、その性格上この問題の検討を回避せざるをえない TUC 総協議会は、「ゼネスト」の挫折後やがて、ゼネストという手段の有効性そのものを否定するという結論を導出し、国家権力への屈従の道を歩みだすことになったのである。

〔V〕 国家独占資本主義確立期の TUC (1927—45)

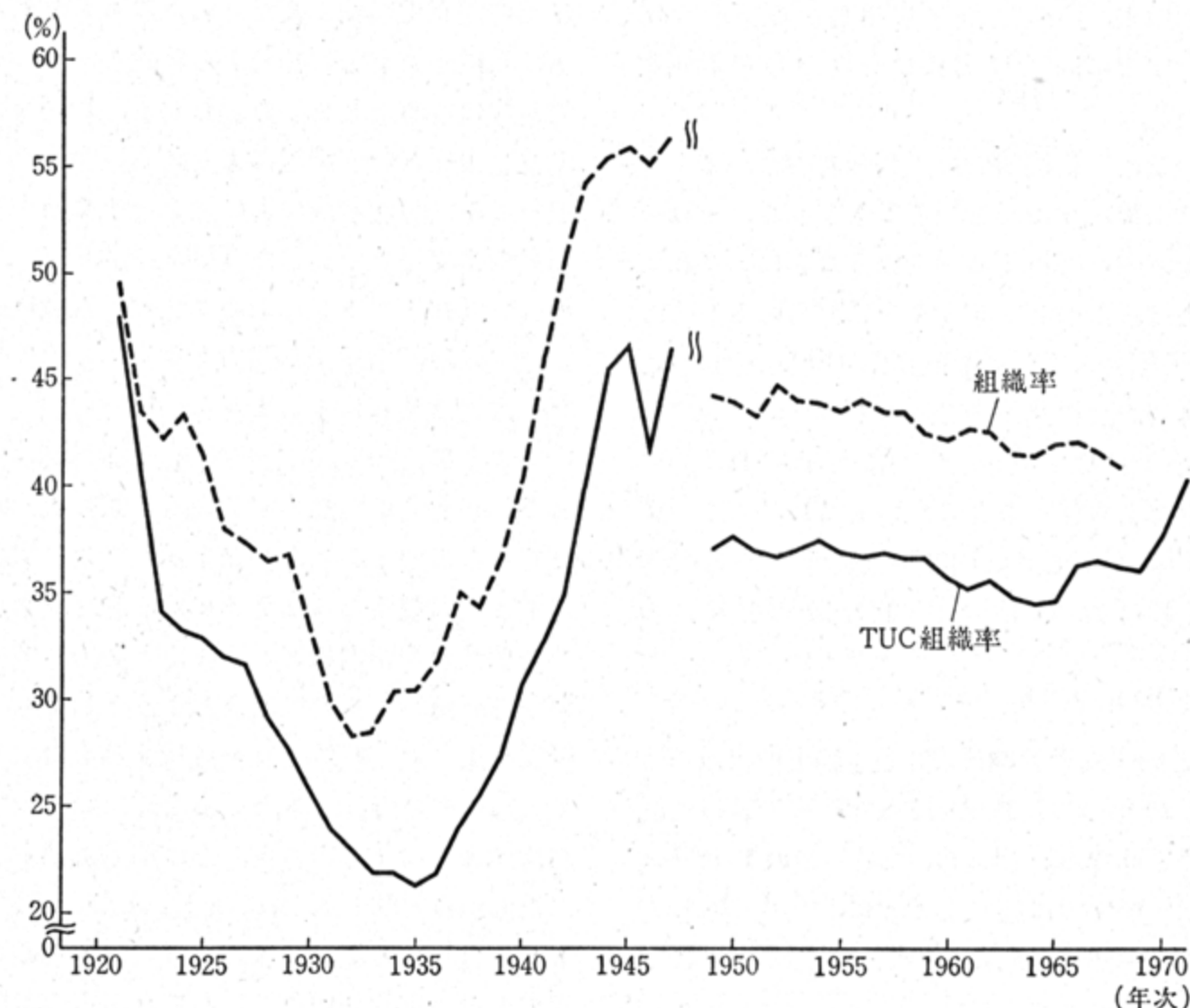
1. TUC の右旋回

「ゼネスト」挫折の結果、組合員が減少した(第1図、第3図、参照)。だがそれにもまして注目に値するのは、「ゼネスト」挫折後現在にいたるまでの争議による労働損失日数の激減である。第2図が示すように、「ゼネスト」以前の労働損失日数が非常に多く、しかも年度による変化が激しくみられるのにたいして、「ゼネスト」挫折後の労働損失日数は激減し、しかも年度による変化があまりみられない。どのような要因がこのような状況をつくりだしたのか。この問題を究明することが、「ゼネスト」挫折後の TUC 史研究の一つの主要課題となる。以下本節においては、1927 年の労働争議・労働組合法、同年

の TUC 大会の右旋回、28—29 年のモンド＝ターナー会談に示される労資協調路線、30 年代 TUC におけるその実践、第二次大戦、等の諸要因を考察することによって、国家独占資本主義確立期における TUC の再編成過程を究明しよう。

1927 年以降、26 年の「ゼネスト」に比較しうるほどの大規模なストライキがなぜ生じていないのかという問題にかんしてまず第1に考察されるべき要因は、1927 年の労働争議・労働組合法の成立であろう。「ゼネスト」にたいする復讐のための階級立法とされている³²⁾この法律は、同情ストを禁止し、ピケティングの権利を拘束し、TUC 加盟組合への公務員の加入を禁止し、さらに「契約事項」を導入して組合の政治献金を制限した。こうして TUC はもはや同情ストを組織することができなくなってしまった。また労働党の加盟組合納入金も、この法律の影響により、たちまち3分の1に減少し、党活動は著しく拘束された。1927 年以後は、この法律に規定されて、「ゼネスト」を組織しようとする試みはもちろんのこと、総協議会を執行機関として TUC を諸組合の

第3図 労働者階級の組織率



資料: Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics*, 1927-69. TUC, *Annual Report*, 1970, pp. 844-6.

備考: (被雇用者+失業者)に占める組合員数の割合として組織率を算出。ただし *Annual Abstract of Statistics* で規定されている「被雇用者」および「失業者」(両者とも、年次、United Kingdom)とは、1947 年以前は Unemployment Insurance の適用対象者であるが、1948 年以降は National Insurance の適用対象者で、適用範囲が拡大されたため、その実数が増加し、組織率の低下を結果している。

戦闘的な連合体に再構成しようとする試みも、ほとんどみられなくなってしまったのである。

1927年のTUC大会に総協議会が提出した組合構造にかんする報告書には、明らかに上記の事情が反映されている。この報告書は、総協議会に産業別組合編成案作成を要求した1924年大会の決議にもとづいて作成されたものであるにもかかわらず、産業別組合編成を「实际的でない」として否定してしまった。産業組合主義者(industrial unionist)と一般組合の代表者たちとのあいだで激論がたたかわされたが、結局、大会はこの報告を承認し、産業組合主義を葬ってしまった。さらにこの報告書は、共産党系の全国少数派運動(National Minority Movement)に関係する労働組合協議会がTUCと関係をもつことを総協議会は拒否するとして、労働組合協議会からのレッド・バージを勧告した。大会は、この報告のほかにも、TUCが1925年に国際労働組合連盟のなかに設置したソ連邦との合同協議会を廃止すること、および総協議会が1923年以来つづけてきた共産党系の全国失業労働者委員会運動(National Unemployed Workers' Committee Movement)との協力関係を打切ることを承認した。こうして1927年大会は、「ゼネスト」直前の25年大会がTUCの左への施回を示したのにたいし、明らかにその軌道修正を行ない、右旋回を示すものとなったのである。

この新軌道上でさっそく試みられたのが、1928年1月の予備会談に始まり翌29年3月まで継続したモンド＝ターナー会談であった。1927年TUC大会で議長のヒックス(G. Hicks)は、「産業行動に責任をもつ大組織体の代表と实际的な意見を直接に交換する」必要があることを強調したが(TUC [29], 1927, p. 67), この提案をうけてたったA. モンドをはじめとする大資本家グループはTUCへの手紙で、「われわれは、産業の再編成はただ組織労働を代表して発言権を有する者との協力関係においてのみ実行可能であると認識している。……われわれは、われわれを結びつけている共通の利害が、われわれを分離させている表面的には異なったもののように見える利害よりも、強力であると信じている³²⁾」と述べた。シトリーンもまた、TUCを代表して第1回会議で、「すくなくとも若干の問題については、われわれのあいだには……大きな原理上の衝突はないだろう³⁴⁾」と述べ、これにこたえた。こうして両者の代表の会談が毎週開かれることになった。1928年9月のTUC大会は、圧倒的多数

(308万票対57万票)で会談の継続を承認した。同大会に提出された総協議会の報告書は、戦闘的な階級闘争政策を「無益な、確実に失敗し、また流血と悲惨に導くにちがいないもの」として否定し、「労働組合運動は、産業の繁栄に関心をもつのみならず、今後産業の運営の仕方についても発言権をもつであろうことを大胆に宣言する」としたが(TUC [29], 1928, p. 209), 大会はこの報告を承認し、さらに共産主義者による「分派」活動を徹底的に調査する権限を総協議会に与えた。

モンド＝ターナー会談の共同中間報告(28年7月)は、TUCと雇用者の両者代表からなる全国産業協議会(National Industrial Council)の設立とそのもとにおける調停制度の施行を提案した。しかし、この提案は、イギリス産業連盟と全国雇用者団体連盟の消極的態度に直面し(29年2月)、しかも労働党政権の成立(29年6月)が状況を変化させたので、結局は成功をみなかった。だが、個々の重要問題についてはイギリス産業連盟とTUCとのあいだでアド・ホックな共同会談をもつことが決まった。これにもとづいて開かれた1930年5月の共同会談では、イギリス産業連盟の提案する英連邦経済協力機構の創設案にTUC総協議会も賛意を示し、それを政府に要求する共同覚書が起草された。総協議会による英連邦経済協力の主張は、帝国主義的であるという批判をうけた。それにもかかわらず、1930年9月のTUC大会は少差(188万票対140万票)で総協議会の見解を承認した。

2. 1930年代のTUC

1930年代のTUCの一特徴は、「ゼネスト」挫折後に大きく右方向へ修正した軌道へ労働党をひきこみ、TUC先導方式で労働党と政策的ドッキングを試みた点にみられる。労働党の政策にたいするTUCの政策の優位性はすでに1929—31年の労働党政権期に明らかにみられ、ある意味では、両者の政策上の差異が労働党政権を崩壊に導いたと言える。金本位制復帰後の不況に対処するために労働党政府は、財政と産業にかんする委員会(いわゆるマクミラン委員会)を設置し、金融・財政政策が雇用と貿易におよぼす効果について検討することを要求した。この委員会における唯一人の労働組合代表であったE. ベヴィンは、同委員会の委員であったJ. M. ケインズから不況対策のための財政支出効果について多くを学び、1929年にTUC総協議会が設置した経済委員会中にその理論を普及させていった。1931年初頭、総協議会が消費者購買力の維持を政府に要求した文書を発表したとき、政府はそれとは逆の見解をとろうとしていた。マクミラン委員会では、金本位制とポンド

32) W. H. Crook, *The General Strike*, 1931, p. 481.

33) Birch, [3], p. 91.

34) Lovell and Roberts [20], p. 104.

の維持のための一手段として社会保障支出の削減と公務員労働者の賃下げとが議論されていた。1930年11月、政府は、失業保険支出削減を主張する保守党の圧力のもとに失業保険問題検討委員会を設置したが、この委員会は、翌31年6月の報告書で、労働者の餉出金の増額と保険給付の減額を勧告した。さらに、31年3月に設置された財政支出問題検討委員会は同年8月1日に財政支出の大幅削減を勧告した。この報告は、ポンド危機深化の一因となり、数日後、ロンドン金融市場からの金流出が激増した。政府は、危機打開策として財政支出大幅削減政策の採用を決定した。一方、TUCは失業保険支出削減に反対した。ベヴィンは、マクミラン委員会のなかで、ポンド危機克服手段としてポンド切下げを主張していた。8月20日、閣僚経済委員会は、TUC総協議会と労働党議員との合同会議を開き、失業保険給付期間短縮、公務員給与削減等を含む財政支出削減計画を提案した。総協議会の反対の態度をみて、マクミランとスノーデンの政策に疑問をいだいていたA.ヘンダスンら数名の閣僚もTUC見解に同調しだした。このような状況では自己の政策の実施が不可能であると悟ったマクドナルドは3日後に辞表を提出した。こうしてTUCの反対は、労働党内閣を解散に追いこみ、マクドナルドをして保守党と自由党との挙国一致内閣を成立させることになったのである。ベヴィンはさらに追い打ちをかけ、彼が支配する『デイリー・ヘラルド』紙という強力な政治的武器を用いて、マクドナルド一派の労働党からの追放をはかった。その結果、労働党の大多数の議員は、新政府に反対し、9月28日、マクドナルド一派は労働党から除名された。1930年代を通じてみられるTUCの労働党にたいするリーダーシップはこのとき確立されたと言えよう。さらに31年の総選挙以後の議会労働党の弱さは、労働党のTUCへの依存度を高めざるをえなくさせた。TUCと労働党との政策調整のために再建された全国合同協議会は、TUCのリーダーシップのもとに「労働運動の内閣」として機能するようになり、そこで決定された政策は、通常、毎年9月に開かれるTUC大会でまず検討され、ついで10月に開かれる労働党大会で検討された。全国合同協議会は、1935年に、全国労働協議会(National Council of Labour)と改称されたが、この協議会においてもベヴィンとシトリーンを中心とするTUC指導層の影響力が支配的であった。

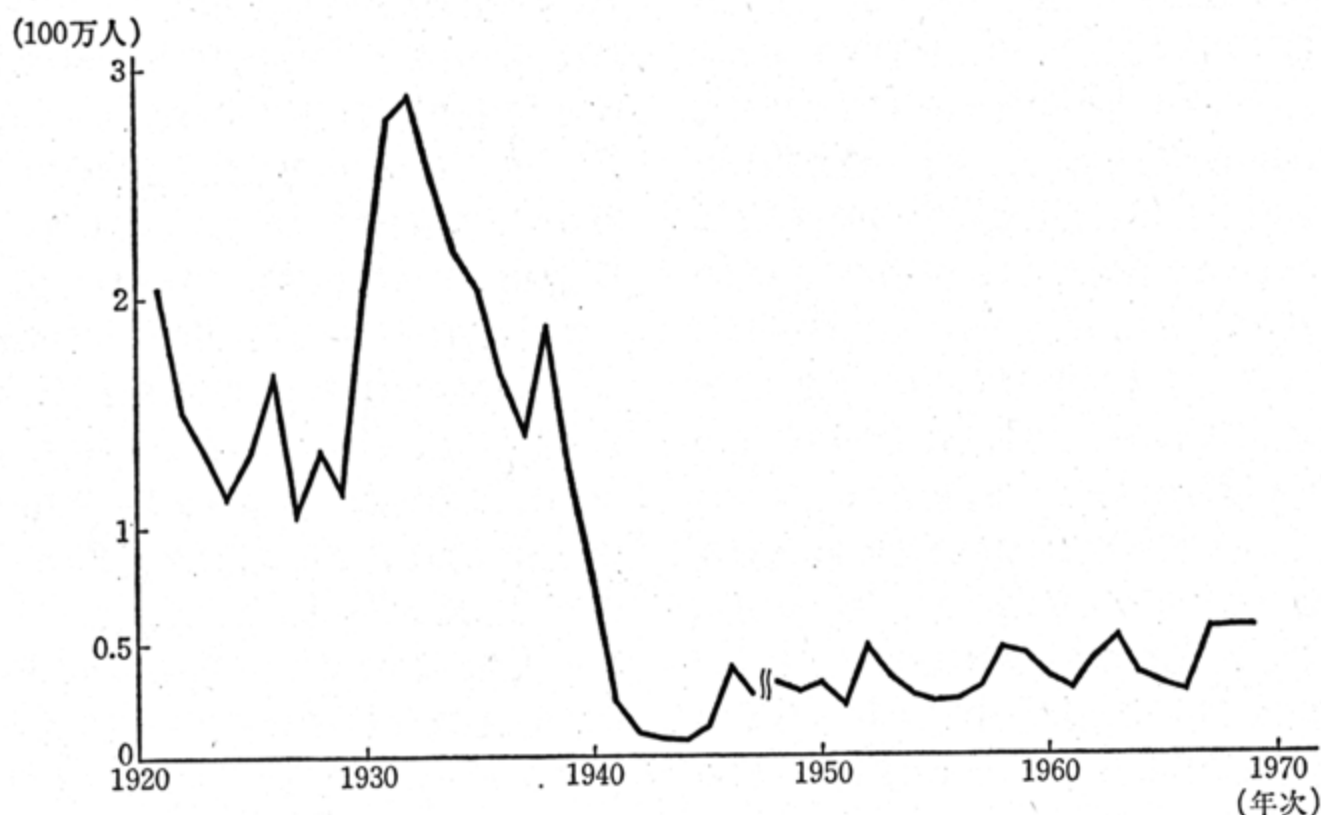
総協議会の労働党への影響力は、とくにその共産党対策と軍備拡張支持政策とにおいて、強くみられた。1933年から第2次大戦勃発までの毎年のTUC大会ではファ

シズム問題が主要議題となったが、この問題にかんする30年代の総協議会の見解は、33年大会に提出された「独裁と労働組合運動」(Dictatorships and the Trade Union Movement)という報告に基本的には規定されている。この報告は、真の対決点は、右翼対左翼ではなく、独裁対民主主義であるとする見地にたって、共産主義者との統一戦線結成に反対した。また、この同じ見地から、総協議会は、のちに政府の軍備拡張政策を支持するにいたった。1935年3月、総協議会は、回章第16号と第17号(いわゆる「黒色回章」)によって、労働組合協議会にたいして共産党系団体からの代議員のうけいれを禁止し、労働組合にたいして共産党員の役職追放を要請した。同年9月のTUC大会は、総協議会のこの勧告を少差(187万票対127万票)で承認した³⁵⁾。また、軍拡問題にかんしては、1934年に作成された「戦争と平和」という声明が明示するように、総協議会は、はじめは、国際連盟の集団安全保障制度を支持していた。しかし、国連安全保障制度の非有効性が明らかになるにつれ、総協議会はイギリス政府の軍備拡張政策を支持するようにすこしづつ変化していった。1937年のTUC大会は、政府の軍拡政策の支持を暗示した全国労働協議会の報告を354万票対22万票で、承認した。1938年3月、チェンバレン首相はTUC総協議会代表をまねいて、軍拡政策への支持を要請し、同種の会談が5月にも行なわれた。戦争の危機に直面して政府とTUC総協議会との関係が再び緊密化していったのである。1938年のTUC大会は、総協議会のこのような政府支持政策を承認し、さらに翌39年9月の大会は、戦争支持声明を圧倒的多数で採択した。

このように一方ではレッド・バージを行ない、他方では政府の軍拡政策を支持するようになっていったTUC総協議会は、30年代の最大の労働問題である失業問題(第4図参照)の解決にはあまり熱心な態度を示さなかった。30年初頭に、政府の失業対策を非難して多くの激しいデモが失業者たちによって組織されたが、TUCは、1927年に全国失業労働者委員会運動と手を切った以来、この種の戦闘的運動と関係をもつことを好まなかった。TUCは長年のあいだ、失業問題にかんしては失業者の所属する組合が責任を負うべきだと主張してきた。そのうえ、総協議会は、失業者の就職運動が就職中の労働者をおびやかすことを恐れた。そのため総協議会は、1932年のTUC大会に提出した報告書で、各地方の労働組合協

35) 同年、W.シトリーンに爵位が授与され、文字通りの「労働貴族」が誕生したことは、総協議会によるレッド・バージと比較して、対象的な出来事であった。

第4図 失業者数



資料: Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics*, 1927-69.

備考: 1947年以前は Unemployment Insurance の適用を受けた失業者数, 1948年以降は National Insurance の適用を受けた失業者数(年次, United Kingdom)。

議会が失業者のための協会を組織すべきだ、と勧告した。その結果各地に設置された失業者協会には種々のレクリエーション施設が備えつけられ、失業者が左翼的運動にまきこまれないように配慮された。これらの点を考慮すると、アメリカのニュー・ディール政策がとくに総協会の関心をひき、その共感を得たことは当然であろう。総協会は1933年のTUC大会に提出した決議案において、政府による公共事業の開始を要求し、大衆の購買力を増大させることを要求した。この決議案は圧倒的多数で承認された。

失業問題解決に示した総協会の消極的態度に比べると、国有化問題にたいするその態度はすこぶる積極的であった。だが問題は、その国有化の内容にあった。30年代のTUCの国有化政策にかんしては、31年の大会がその議論の出発点をなした。この大会で総協会のビュー(A. Pugh)は、産業国有化の真の目的は生産性向上にあるとする純粋に経済的な見地から基幹産業国有化を要求する決議案を提出した。この決議案は、「労働者による管理」(workers' control)の問題を軽視していたので多くの批判がなされたが、からくも承認された。同大会はまた、国有化企業における労働組合代表の経営参加を要求する、運輸一般労組のクリップ(J. Cliff)の決議案を承認した。それにもかかわらず、翌32年の大会に提出された総協会の報告書は、国有化企業の経営機関への人選は、その適性に依じてなされるべきであり、労働組合や実業界など

の特殊利害の代表という見地から選出されるべきではない、とした。経営機関への労働組合代表の参加を要求する立場から、クリップらがこの総協会見解を批判したが、これにたいして総協会は、労働組合は経営機関の外部にあってその活動の独立性を維持すべきである、と反論した。議論が紛糾し、最終決定は翌年の大会に持ちこされることになった。その後、この問題にかんして、総協会は労働党執行部との協議を経て、共同声明を発表し、国有化企業の経営機関の人選に参加する権利を労働組合はもつべきであるが、同時に組合は機関としては経営機関の外部にとどまり、スト権をふくむ諸権利を維持すべきである、と主張した。この総協会見解は33年のTUC大会で承認された。こうして、組合から経営機関のメンバーに選出された者は組合代表として活動してはならないという原則が採用されるにいたった。1934年のTUC大会で総協会は、国有化の一般的要求ではなく、具体的な産業の国有化にかんする最初の報告書を提出したが、この鉄鋼産業国有化の場合にも、経営機関に選出される組合役員はその役職を辞さねばならない、とされた。この鉄鋼産業国有化の例にならって、翌35年には綿産業、36年には石炭産業と電力の国有化にかんする報告書と、総協会は具体的な産業の国有化の要求をつぎつぎに提起していった。しかし、そのいずれもworkers' controlの原理を暗黙に否認するものであった。

3. 第二次大戦期

第二次大戦は、第一次大戦と同様に、「労働の社会化」を急速に進展させた。組合員が急増し(第1図参照)、組織率が高まった(第3図参照)。全労働者中 TUC に組織される労働者の割合は、1939 年の 27% から 45 年には 47% になった。さらに組合が巨大化した。運輸一般労組は、金属・機械・化学労組同盟を併合して組合員 100 万人をこえる巨大組合になった。合同機械工組合も、軍需工場の半熟練労働者の加入により、その組合員数を戦時中に倍化し(800 万)、TUC 中第 2 位の巨大組合に成長した。第 3 位の一般地方現業員組合もその組合員数を 1939 年の 47 万から 43 年の 73 万に増加させた。戦前には第 2 位にあった全英石炭労組同盟の場合には組合員数の急増はみられず、第 4 位(1944 年、60 万)になったが、45 年 1 月には、地方の自主的な組合組織を中央に統合し、組織強化をはかり、組合名を全国炭坑労働者組合(National Union of Mineworkers)と改称した。これら 4 組合に第 5 位の全国鉄道労働組合と、戦時中の組合合併により 1947 年に最終的に成立した全国商店流通関連労働者組合(National Union of Shop, Distributive and Allied Workers)とを加えると、これら 6 大組合の組合員数だけで TUC 全組合員数の半数以上を占めた。そのため、TUC 大会はその後この 6 大組合の意向に大きく左右されることになったのである。

第 2 次大戦中の「労働の社会化」の進展は、さらに労働組合の全国的中央組織と国家との癒着関係の進行においても、みられた。開戦直後の 1939 年 10 月、TUC 総協議会はチェンバレン首相と会談し、労働問題に関係するすべての政府部門の仕事に組合代表が参加することを要求した。この会談がターニング・ポイントとなり、「ゼネスト」以来疎遠となっていた TUC と政府との協力関係が再開された。1940 年 5 月チャーチルが首相になると両者の関係は一層深化した。彼は、ただちに労働党の党首と副党首とを入閣させ、さらに E. ベヴィンを労働大臣に任命した。それまでは TUC の指導者として労働問題を担当してきたベヴィンが、この時点から国家の指導者として労働問題を担当することになった。彼は、かつてのモンド＝ターナー会談が提案した全国産業協議会設立案をさらに発展させ、政府が中心となって労使代表と協議するという 3 者構成協議会案を現実化した。すでに 1939 年 10 月に、労働大臣を議長としてイギリス雇用者団体連盟と TUC 総協議会との同数の代表者から構成される合同諮問協議会(Joint Advisory Council)が設置されていたが、ベヴィンはさらにその実務上の機関として合同協議委員会(Joint Consultative Committee)を

新設することによって、同協議会の組織的強化をはかった。この合同協議会の勧告にもとづいて 1940 年 7 月には政令第 1305 号がだされ、戦時におけるストライキが法的に禁止されることになった。さらに翌 41 年 3 月には重要労働令により、熟練労働者には登録と「重要」工場での労働が義務づけられた。また 42 年の戦前労働慣行復活法は労働慣行の戦時における放棄を義務づけた。

このように一般労働者にたいする戦時義務が強化される一方、他方では TUC の指導者たちは政府の政策決定に深く関係し、あらゆるレベルで政府行政に参加した。彼らは、生産増強、食料配給計画の運営、等多くの各種委員会に参加し、さらに中央だけではなく地方行政においても活躍した。ペリングが述べているように、戦時の TUC 大会に提出された総協議会の年次報告書は、まさに、政府行政当局の報告書の観を呈している³⁶⁾。かつて E. ベヴィンは、1937 年 TUC 大会で、TUC は「いまや事実上国家の欠くことのできない部分(an integral part of the State)となった」(TUC [29], 1937, p. 70)と述べたことがあるが、この言葉はまさに戦時の TUC 総協議会にあてはまるものとなったのである。

最後に、戦時における「労働の社会化」の進展との関連で、第二次大戦期におけるショップ・スチュワード運動について言及しておく必要がある。第一次大戦時と同様、第二次大戦時においても、帝国主義戦争のもたらす諸結果にたいする抵抗が生産の現場を基礎に発展した。すでに 1940 年 4 月にはバーミンガムで最初の全国ショップ・スチュワード会議が開かれ、ショップ・スチュワードが組織する運動が機械産業を中心に全国的規模で拡大していった。だが、翌 41 年 6 月のドイツのソ連侵略開始がこの状況を変化させた。同年 10 月、機械工および関連職業ショップ・スチュワード全国協議会(the Engineering and Allied Trades Shop Stewards National Council)は、生産力増強のために労使代表から構成される合同職場生産委員会の設置を要求し、生産力増強に協力的態度を示してきた。翌 42 年初頭、生産省が新設され、W. シトリーンを議長とする特別委員会の勧告にもとづいて、全国生産局、地方生産局が設置され、その後の 2 年間に工場レベルでの労使協議制度が急速に発展していった。この結果、第二次大戦期の非公認ストは、第一次大戦期のそれに比較して、その数も規模も小さなものになったのである。

4. 小括

36) Pelling [23], p. 215. 邦訳, 256 ページ, 参照。

20世紀の、すなわち帝国主義段階の、イギリス労働運動史は、大きくは「ゼネスト」の前と後とに2分されるのであるが、前節と本節との関連で述べれば、1910—26年の時期がTUCの国家にたいする攻勢期であったのにたいして、それにつづく1927—45年はTUCの守勢期であったと言えよう。TUCを守勢に立たせた主要因は、まずなによりも「ゼネスト」の挫折であり、それにつづく27年の労働争議・労働組合法の成立であった。この法律が廃止されたのは46年であるから、まさに本節が考察対象とする27—45年がこの法律の有効期間と一致する。これらの要因により、TUCは27年の大会で右旋回を開始し、その政策はやがて28—29年のモンド＝ターナー会談として現実化した。29—31年の労働党政府との政策上の角逐を経て、労働党にたいする優位性を確立したTUC総協議会は、30年代にはレッド・バージを開始し、軍国主義への傾斜を示し始めた。総協議会はまた、30年代の最大の問題であった失業問題の解決には消極的態度を示し、彼らが積極的に取組んだ国有化政策においては、生産性向上のための国有化という純経済的原理をうちだし、そこからworkers' controlという社会主義的原理を排除してしまった。第2次大戦は、労働者階級の組織率の上昇と巨大組合の成立というかたちで「労働の社会化」を進行させていったが、同時にそれは国家によるTUCの包摂過程の進行と併行した。「ゼネスト」鎮圧の立役者チャーチルがその敵手であったTUCのベヴィンを労働大臣に任命し、その結果、彼と彼の影響下にあったTUC総協議会は、チャーチルの「労働担当副官」としての機能を果たすようになったのである。こうして「ゼネスト」後に始まった国家によるTUC包摂の過程は、第2次大戦期にその完成に近いかたちをみる。イギリス労働運動史における国家独占資本主義は、このようなかたちでの国家による賃労働の包摂過程として現象したのである。

〔VI〕 戦後のTUC(1945—70)

1. 労働党政権下のTUC

1945—51年の労働党政権下におけるTUCの特徴は、まずなによりも、1. 国家との癒着と反共政策、2. 政府の生産性向上政策と賃金抑制政策とにたいする支持にみられる。以下これらの特徴について略述しよう。

1945年の総選挙では、124名の組合出身候補者中実に120名が当選した。労働党政権の成立に伴い、TUCの指導者の多くが労働官僚から政府官僚へと移籍した。ベヴィンが外務大臣、TUC総協議会議長のアイザックス(G.

Issacs)が労働大臣、ベヴァン(A. Bevan)が保健大臣、ウィルキンソン(E. Wilkinson)が文部大臣に就任した。労働党政府の実施した国有化計画もTUCから人材をひきぬいていった。国有化された石炭産業を運営するためにシトリーンが総協議会を離れていったのをはじめとして、政府の各種委員会(労働大臣にたいする全国合同諮問協議会、全国産業生産諮問協議会、生産性委員会、経済計画委員会、開発審議会、等)に多くの組合代表が参加した。1946年には、1927年の労働争議・労働組合法が廃止されたので、労働組合員の労働党入党が1/2以上増加し、労働党政治資金の絶対的増大とともに労働組合員による部分が急増した。また1927年法の廃止により、公務員事務職員組合、郵便労組、等の公務員労組がつぎつぎにTUCに加盟した。こうして労働党政府は、TUCとの密接な協力関係のもとで、しかもTUCの国有化政策・社会福祉政策を重要な基礎としつつ、「福祉国家」をつくりあげていった³⁷⁾。労働党政権のもとで、イングランド銀行、石炭、通信、運輸、電気、ガス、鉄鋼の各産業部門が国有化されたが、そのさいも、戦前のTUCの決定にしたがって、国有化企業の経営機関に選出された組合役員は組合役員を辞任しなくてはならないとされた。

TUCの国家との癒着の一結果は、TUCの反共政策となって現われた。共産党は、戦前の統一戦線運動と戦中の政府にたいする協力政策の結果、戦後には労働組合運動のなかでかなり重要な位置を占めるようになっていた。地方の中小組合だけでなく、運輸一般労組のようなTUC第一位の大組合においても、その執行委員34名中9名が正式の共産党員であり、しかもTUC総協議会中に1名の共産党員を送りこんでいた。しかし、1947年の「冷たい戦争」の開始により、従来の協力関係はたちまちにして崩壊した。翌48年、総協議会は、『民主主義の擁護』(Defend Democracy: Communist Activities Examined)という小冊子を加盟組合に配布し、マーシャル・プランに反対し「ヨーロッパ復興計画」をサボタージュする目的をもっている共産主義者を組合の役職から追放することを要請した。各組合の反応はまちまちであったが、運輸一般労組の場合は、49年7月に、共産党員が役職につけないように組合規約を変更し、同年末には共産党員の役員を解職した。49年は、TUCが世界労連から脱退し

37) 周知のように戦後の社会保障計画の基礎をなしたのはビヴァリッジ報告であったが、その作成過程でビヴァリッジは、TUCの社会保険委員会と緊密な連絡を保っていた。彼は、のちに、TUCを「ビヴァリッジ報告の創造主」とまで称した(Birch [3], p. 126, 参照)。

て国際自由労連を結成した年でもあった。だが40年代末の諸組合における共産主義者の勢力はまだかなり強く、とくに地域レベルでは非公認ストが彼らによって組織されていた。非公認組織である全国港湾労働者防衛委員会(the National Port Workers Defence Committee)が48年、49年、50年と非公認ストを組織したが、政府は、このストに参加した運輸一般労組の組合員を起訴することによって、非公認ストの規制をはかった。しかしこれは政府側の敗訴に終わった。1951年8月、ついに政令1305号が廃止されるにいたり、労働者は再びそのストライキの権利を確保したのである。

労働党政権下のTUCの政策の特徴は、まずなによりも政府の生産性向上政策と賃金抑制政策とにたいする支持においてみられた。戦後のイギリス経済の危機は生産性向上と賃金抑制とをとくに必要としたため、戦後のTUC史も主としてこの2つの問題をめぐって展開された。労働党政権下のTUCは、政府の生産性向上政策を支持し、ストライキの禁止を規定する政令1305号の継続と戦後における労働慣行の復活を保障した戦前労働慣行復活法の効力の一時停止とに同意した。1947年のポンド兌換禁止という事態が生産性向上の必要性を一層増大させた。TUC総協議会は雇用制限令の再適用に同意し、1947年TUC大会は、生産性向上にかんする提案を含む決議を採択した。総協議会は、翌48年11月に、生産性向上のための種々の具体的提案をまとめた報告書を組合執行部会議に提出して承認を得た。同年10月に英米政府が共同で創設した英米生産性協議会にも総協議会は積極的に参加した。1950年、TUCは生産委員会(Production Committee)を設置し、生産性向上運動を一層強化した。

生産性向上運動に比べると、政府の賃金抑制政策にたいするTUCの支持には不安定なものがあつた。1948年2月に政府が『個人所得、コストおよび価格にかんする白書』において賃金抑制政策をうちだしたとき、総協議会はただちに組合執行部会議を招集し、政府の賃金抑制政策にたいする支持を訴え、542万票対203万票で、その承認を得た。だが組合側の協力にもかかわらず、翌49年9月のポンド切下げは避けられなかった。その結果、大蔵大臣クリップス(S. Cripps)は総協議会にたいして賃金抑制政策の一層の強化を要請した。同年12月、総協議会は、賃金抑制政策支持を再確認する報告書を作成した。この報告書は、翌50年1月の組合執行部会議では少差で承認されたが、同年9月のTUC大会では、一般組合員の増大する反対に直面して、否決されてしまった。労働党政権が、賃金抑制政策の組合側の協力を得な

がらも、生計費の上昇を阻止できなかったことが命取りとなったのである。50年のTUC大会ではアトリー首相自身と総協議会との懸命な説得にもかかわらず、同大会は、現在のところ「賃金規制を実施する根拠はなんら存在しない」(TUC [29], 1950, p. 588)とする決議を採択した。さらに翌年9月のTUC大会が、駄目押しのようなかたちで、政府の賃金抑制政策の廃棄を強く要請したとき、労働党政権にたいする一般労働者の支持はもはやかなり失われていたと言えよう。翌10月の総選挙では、再びチャーチルが勝利を得たのである。

2. 保守党政権下のTUC

保守党政権成立直後、TUC総協議会は、労働党政権にたいして協力してきたように保守党政権にたいしても協力する用意があると声明した。新労働大臣モンクトン(W. Monckton)も、TUCにたいして協力の姿勢を示し、TUCとの協議機構を、労働党政権時代からほとんどそのまま引継いだ。こうしてTUCはいまや、いかなる政府のもとにあろうとも、体制内に確乎とした地位を保証されるにいたつたのである³⁸⁾。だが同時にそれは、TUCが「福祉国家」体制にふさわしい組織にむかって一層の自己改造を強いられることをも意味した。こうして、政府の所得政策への対応の問題とTUCの組織の自己改造の問題とが、1951—64年の保守党政権下におけるTUCの主要問題となった。戦前、戦後に熱心にとりくんできた国有化問題については、TUC総協議会はもはや熱意を示さなくなっていた。1952年のTUC大会は、総協議会にたいして新しい国有化のための産業リスト作成を要求した決議を採択したが、この決議にもとづいて作成された総協議会の報告書は、水道の国有化を要求しただけにすぎなかった。このような状況のもとで翌53年には、保守党政権は鉄鋼国有化解除法を成立させることができたのである。以下本項では、政府の所得政策への対応の問題とTUCの組織問題とに論点をしばって、その問題点を略述しよう。

保守党政権の所得政策にたいするTUCの態度は一般に非協力的であつた。その主要因は、保守党政権の所得政策への支持が組合間に深刻な意見の対立を生むことを、総協議会がおそれたからであつた。保守党政権成立後もなく大蔵大臣バトラー(R. A. Buttler)は、賃金上昇が生産性上昇を越えるべきではないという見解を示して、TUC側の同意を得ようとしたが、総協議会の経済委員会は、労働党政権の所得政策への支持が大会で批判された

38) Lovell and Roberts [20], p. 162, 参照。

直後だけに、これに反対せざるをえなかった。1957年に設置された「物価・生産性・所得協議会」が、その最初の報告書で、インフレの主要因を demand pull にあるとみて、失業率を多少引上げる可能性もあるが、適切な財政・金融政策により、急速な賃金上昇をチェックしようと主張したときも、TUC は、それを完全雇用と労働者の生活にたいする攻撃として批判し、以後この「物価・生産性・所得協議会」にたいする協力を拒否した。この協議会は、その最終報告において、インフレ・スパイラルの決定的要因として demand pull から cost push にその力点を移し、ガイディング・ライト(guiding light)、所得計画の必要性を強調した。1961年には政府は、国際収支の危機に直面し、公務員にたいする賃金凍結(pay pause)を始めた。同年の TUC 大会は激しくこれを批判し、翌62年初頭には公務員諸組合が抗議行動を組織した。同年3月31日をもって賃金凍結は中止された。しかし政府は、賃金凍結を中止する前に、『所得政策』(Incomes Policy: The Next Step)という白書を発表し、賃金上昇の規準を示した。政府はすでに TUC にたいして、同年の賃金は2.5%という「ガイディング・ライト」を越えてはならないと、指示していたが、実際にはそれは無視された。だが TUC 側も賃金政策を検討する必要性は認めていた。62年の TUC 大会は、総協議会が全国的規模での賃金政策を作成することを要求した。翌63年の TUC 大会への報告書において総協議会は、なんらかの賃金抑制が必要であることは認めたが、しかしそのための具体的措置を実際にとろうとはしなかった。

政府にたいする TUC のこのような非協力的態度は労働組合にたいする世論の批判を高めることにもなった。戦後イギリス経済の停滞が長びくにつれ、その主要因を組合運動にありとみる世論が高まり、とくに1955年の非近代的な組合構造に端を発する非公認ストの増大が組合運動にたいする批判を高めた。同年3月の新聞印刷所のスト、5月の鉄道スト、8月の沖仲仕のストはいずれも、組合間の調整がうまくつかなかったことがスト発生の一要因をなしていた。こうして TUC 総協議会は長年とりくんできた組合構造改革問題にあらためて真剣にとりくまざるをえなくなった。1955年の TUC 大会において総協議会は、争議がストに発展する以前に総協議会が争議に介入する権限をもつことが望ましいと提言して、大会の承認を得た。総協議会は、すでに1952年大会への報告書において政治スト反対の立場を明確にしていたが、加盟組合への争議介入権はこの政治スト規制のためにも必要とされたのであった。だが、組合構造を産業組合主

義の立場から根本的に改革するという問題は、いぜんとして实际的でないという理由で回避されたので、組合間の縄張り争いの基本的解決はみられず、あらたに得られた総協議会の争議介入権も労働損失日数の増加を阻止しえなかった。とくに50年代後半にはストが頻発したが、総協議会はそれらを阻止するための有効な方策をもたなかった。50年代後半の TCU 大会も概して低調に終わった。57年大会ではブロック投票さえ行なわれず、58年大会でも論争らしい論争がみられなかった。58年末から総協議会は、TUC 第7位の大組合で戦時中から共産主義者が執行部を握るようになった電気労働組合の内部対立問題の解決にのりだした。しかし共産主義者の勢力を排除しえなかったので、総協議会は、1961年の TUC 大会で、組合役員の不正選挙などの非民主的な組合運営を理由として電気労組の TUC 除名を提案し、大会の承認を得た(翌62年、非共産主義者からなる新執行部が成立した後、TUC への再加入が承認された)。1962年の TUC 大会は、「いまやイギリス労働組合がその構造を現代の諸条件に適合させてしかるべきである」とする決議を採択し、総協議会に組合構造調査の権限を付与した(TUC [29], 1962, p. 481)。だが組合構造にかんする総協議会報告は、1927年と44年の総協議会報告と同じように、「組合構造の抜本的変革は実践的ではない」として、産業組合主義を否定した。このため、組合構造変革の基本的問題はいぜんとして未解決のまま残された。だがシヨップ・スチュアードの問題にかんしては、職場段階での交渉の重要性が高まってきたので、総協議会は、彼らの活動が無視しえなくなっていた。総協議会は、「組合のすべての他の代表と同じく、スチュアードは組合のルールに従うものであり、組合の諸目的により拘束をうけるものである」と主張し、63年にはイギリス雇用者連盟と共同声明を発表し、組合によるスチュアード訓練の必要性を強調した³⁹⁾。TUC 自身も組合役員教育に組織的にとりくんだが⁴⁰⁾、それにもかかわらず、シヨップ・スチュアードと非公認ストの問題はその後ますます重大化していったのである。

3. 労働党政権下の TUC

保守党政権期と同様に、1964—70年の労働党政権下の TUC が直面した基本的問題もまた所得政策への対応

39) Birch, [3], p. 145.

40) TUC による組合役員教育は、1929年のサマー・スクール開設に始まるが、戦後とくに強化され、45年にトレーニング・コースが、57年にトレーニング・カレッジが開設され、62年には、通信教育や地域での教育を含む本格的な教育サービスが開始された。

の問題と組合構造改革の問題であった。64年10月の総選挙の結果成立した労働党政府は12月に、TUCと雇用者代表とともに「生産性、物価および所得にかんする計画についての共同声明」を発表した。この共同声明で、政府は、労使の協議を基礎とする国民経済計画の達成という方向を示したが、TUCもイギリス産業連盟も、政府と同じ見地に立って、所得政策への協力に同意した。政府は、ただちに物価・所得庁の設置をはじめとして所得政策実施のための機構整備をいそいだ。1965年4月にTUC総協議会が招集した組合執行部会議は、665万票対181万票で、政府の所得政策にたいする支持を決議した。それにもかかわらず、賃金上昇は規準とされた3.5%をかなり早くこえてしまった。65年9月のTUC大会で、総協議会は、加盟組合の賃金要求の妥当性を審査する権限を求めて、承認されたので、翌10月ただちに所得政策委員会を設置した。この委員会はその後9ヶ月間に約600の賃金要求を審査したが、賃金上昇の規準をこえる要求をも含めてそのほとんどを認めた。65年央から66年央の1年間に約8%の賃金上昇がみられた。ポンド危機の再発に直面した政府は、66年7月、「物価および所得法」を成立させ、66年末までの物価と所得の凍結を決定した。同年9月のTUC大会では、この賃金凍結に反対する動議が提出され、約400万票の支持を得たが、少差で否決された。同年11月、総協議会は声明を発表し、つぎのような提案をした。すなわち、総協議会は、毎年末に経済報告書を発表し、次年の経済予測をなし、賃金上昇の規準を定める。報告書の作成過程では、政府とイギリス産業連盟と協議し、作成後は組合執行部会議の承認を得る。こうして定められた規準をもとにして総協議会は、加盟組合の賃金要求を審査する——と。この総協議会提案は、翌67年3月の組合執行部会議で承認された。

一方、政府は、67年8月に、物価と所得の凍結をさらに7ヶ月間延長することを決定した。同年9月のTUC大会は、これに反対し、政府の所得政策を支持する動議を否決し、物価および所得法は有害だとする決議を採択した。同大会はさらに、TUC書記のウッドコック(G. Woodcock)の強い反対にもかかわらず、団体交渉にたいする政府の干渉を拒否すると主張する決議を採択した。同大会の直後、ロンドン港湾労働者の非公認ストが始まった。ポンド危機の激化の結果、政府はついに同年11月、14.3%のポンド切下げを決定したのである。

TUC総協議会は、上述のTUC独自の所得政策を実施するために、68年2月の組合執行部会議に総協議会

が作成した経済報告書を提出し、非常にゆるやかな賃金抑制を要求し、小差で承認された。しかし、強い反対があったために、総協議会独自の所得政策の効果的な実施は期待されえなかった。同年3月、政府は、賃金抑制措置を含むデフレ政策を発表し、同年5月に物価および所得法が下院で可決された。これにたいして9月に開かれたTUC大会は、政府の所得政策への協力拒否を決定した。翌10月の労働党大会もまた、政府にたいする所得政策撤回要求を可決した。1969年のTUC大会は、物価および所得法の再発動を否認し、ここについて労働党政府の所得政策はその最終的挫折をみたのである。

一方、組合構造改革の問題もいぜんとして基本的な進展をみなかった。1965年、労働党政府は、労使関係の制度がどの程度の変更を必要としているかという問題を解明するために「労働組合と雇用者団体にかんする王立委員会」(ドノヴァン委員会)を設置した。TUCからは議長と書記とがこの委員会に参加した。この委員会は、労働組合運動の社会的適合性を検討するという点では、1世紀前にTUC成立の契機をなした1867—69年の「労働組合とその他の組織にかんする王立委員会」と同じ意義をもつものであったが、後者が産業資本主義段階における労働組合運動の社会的適合性を問題としたのにたいして、前者は帝国主義段階におけるそれを問題とするものであったという点で、両者には決定的な相違がみられた。ドノヴァン委員会がとくに重要視した問題は、*Laissez-faire collectivism*とも呼ばれる労使の自主的な団体交渉による賃金決定制度であった。福祉政策、完全雇用政策、経済成長政策、とくに賃金決定機構への国家介入を意味する賃金抑制政策の有効な実施という観点からすれば、この団体交渉による賃金決定制度の適合性の問題はいずれ根本的に検討されざるをえないものであった。

この委員会への証言でTUCは、ストライキ権を強制的なスト投票や冷却期間等の法的規制で制限しようとする構想に反対し、従来どおりの自由な団体交渉権を強く主張した。68年に発表されたドノヴァン報告は種々の点から組合構造を検討しているが、本稿の問題視角からしてとくに看過されてならない問題は、職場交渉の中央交渉機構からの分離という問題である。職場レベルの交渉の重要性が増大したこととショップ・スチュアードが組織する非公認ストの頻発とが、この問題の背景をなしていた。ドノヴァン報告によれば、イギリスの労働組合の常任役員の総数3,000にたいしてショップ・スチュアードの総数は175,000であり、組合の組織するストライキの件数が年々減少傾向にあるのに反し、非公認スト

の件数が、スト総数の95%(1964—66年。この3年間の労働損失日数の年間平均値は公認ストによるもの約73万日にたいして非公認ストによるもの約170万日)にもおよんでいる⁴¹⁾。

この報告をうけた政府は、翌69年1月、非公認ストを規制するためにスト規制法案を提出した。これにたいしてTUCは同年6月に49年ぶりの臨時大会を開き、この法案に強く反対した。結局、総協議会は、TUC側の責任で非公認ストを規制するという約束で政府に同法案をとり下げさせたが、総協議会としても名案があるわけではなかった。総協議会による非公認ストの規制は成功せず、結局、70年に成立した保守党政権が、翌71年に、非公認スト規制を主目的とする労使関係法を強引に成立させ、争議権にたいする国家介入を一段と強化することになったのである⁴¹⁾。

4. 小括

福祉政策と完全雇用政策が「福祉国家」の基本政策として確立された戦後イギリスにおいては、賃金抑制政策の問題が賃金をめぐる階級闘争の最大の争点をなすようになった。完全雇用と経済成長を目的とする戦後イギリス国家の経済政策は、賃金抑制政策にたいするTUCの協力をますます必要としていった。だがTUC指導部の国家への協力にもかかわらず、賃金抑制政策への一般労働者の反応はかならずしも協力的とは言えなかった。とくに51年の保守党政権成立後は事態が悪化した。第2図が示すように、争議による労働損失日数はすこしずつ増加しはじめ、55年以降には激しい動揺がみられるようになった。64年に成立した労働党政権もそれを阻止しえなかった。とくに、賃金抑制政策にかんする政府とTUCとのコンセンサスが崩壊した67年以降、労働損失日数は急激に増加しはじめた。70年に成立した保守党政府は、翌71年に労使関係法を成立させ、非公認ストの法的規制に成功した。しかし、保守党政府が賃金抑制政策にかんしてTUCの協力を得ることは、労働党政府の場合よりも一層困難である。資本主義国家による賃労働の包摂過程、あるいは「帝国主義による労働の大がかりな社会化」は、いまや賃金抑制政策問題において一つの大きな壁にぶつかっていると言えよう。

戦中・戦後における「帝国主義による労働の大がかりな社会化」は、国家による賃労働の包摂過程を著しく進行させ、戦後確立された「福祉国家」体制は従来の労働

組合の共済機能の大部分をその内部に包摂してしまった。国家はさらにすすんで、賃金抑制政策を提起することによって労使の団体交渉による自主的な賃金決定機構への国家干渉を開始した。独占による価格決定権の増大に伴って、独占は労働力価格の決定権をも自己のものにしようとしたが、賃金抑制政策は、このような意味において、価格形成のレッセ・フェール期から国家独占資本主義期への移行を、労働力価格形成の面において示すものであったと言えよう。しかしながら、独占による賃金決定権にとっては、団体交渉によって賃金を決定しようとする労働組合の自主的な賃金決定機能が最大の阻止要因をなしている。国家は、労働組合側の協力を得ないかぎり、賃金抑制政策を有効に実施することができない。資本主義国家による賃労働包摂過程の重要な隘路がここに存する。

前述のように、戦後イギリスにおいては、労働党政府も保守党政府も、賃金抑制政策の問題において大きな壁にぶつかってしまった。国家がこの壁をどう乗り越えようとするのか、またTUCがそれにどう対応しようとするのか、TUCと国家との関連の歴史における現代の最大の問題点がここに存すると言えよう。

【富沢賢治——橋大学経済研究所】

TUC 史関係主要参考文献

- [1] Allen, V. L., "The T. U. C. and Union Reform", *Plebs*, 55 (1963).
- [2] Allen, V. L., *The Sociology of Industrial Relations*, 1971, Part III.
- [3] Birch, L. (ed.), *The History of the T. U. C. 1868-1968, A Pictorial Survey of a Social Revolution*, 1968.
- [4] Bond, R., "T. U. C. Lessons for Labour", *Labour Monthly*, 47-10 (Oct. 1965).
- [5] Boyfield, R., "T. U. C. Machinery for Disputes between Unions", *British Journal of Administrative Law*, 2-2 (Sept. 1955).
- [6] Cole, G. D. H., *A Short History of the British Working-Class Movement 1789-1947*, 1948. 林健太郎 他訳『イギリス労働運動史』I～III, 1952-57.
- [7] Davies, D. I., "The Politics of the T. U. C.'s Colonial Policy", *Political Quarterly*, 35 (1964).
- [8] Davis, W. J., *History and Recollections of the British Trades Union Congress*, 2 vols., 1910 & 1916.
- [9] Frow, E. and Katanka, M. (ed.), *1868 Year of the Unions, A Documentary Survey*, 1968.
- [10] 藤野暁「一八六〇年代のイギリス労働組合運動におけるジャンタとポッター派」、『西日本史学』18号 (1966).
- [11] Haxwell, F., "T. U. C. Programme", *Labour Monthly*, 38-10 (Oct. 1956).

41) Royal Commission on Trade Unions and Employers' Associations 1965-1968, *Report*, 1968, pp. 26, 97.

- [12] Howell, G., "Trades Union Congresses and Social Legislation", *Contemporary Review*, Sept. 1889.
- [13] Howell, G., *The Conflicts of Capital and Labour: Historically and Economically Considered*, 1890.
- [14] Hutt, A., *British Trade Unionism: A Short History*, 4th ed., 1952. 塩田庄兵衛訳『イギリス労働運動史』1956.
- [15] Зайцев, В. П., "100 лет британских тред-юнионов (Страницы истории и современность)", *Новая и Новейшая История*, 5(1968).
- [16] 飯田鼎「1860年代におけるイギリス労働運動と労使関係——1868年の『労働組合総評議会』(Trades Union Congress)の成立を中心として——」1~5, 『三田学会雑誌』62巻12号(1969), 63巻1, 3, 6, 8/9号(1970).
- [17] 飯田鼎「独占資本形成期における労働運動と労使関係——イギリス労働組合総評議会と日本労働総同盟との比較を中心として——」, 『経済学年報』(慶応大学)14号(1970).
- [18] 川上親勇「英国 TUC とオートメーション」, 『フェビアン研究』7巻5号(1956).
- [19] Lerner, S., "The T. U. C. Jurisdictional Dispute Settlement, 1924-1957", *Manchester School of Economic and Social Studies*, 26-3(Sept. 1958).
- [20] Lovell, J. and Roberts, B. C., *A Short History of the T. U. C.*, 1968.
- [21] McCready, H. W., "British Labour and the Royal Commission on Trade Unions, 1867-9", *University of Toronto Quarterly*, XXIV, 1955.
- [22] Musson, A. E., *The Congress of 1868: The Origins and Establishment of the T. U. C.*, 1965.
- [23] Pelling, H., *A History of British Trade Unionism*, 1963. 大前朔郎訳『イギリス労働組合運動史』1955.
- [24] Roberts, B. C., *The Trades Union Congress, 1868-1921*, 1958.
- [25] Roberts, B., *At the T. U. C.—Resolutions, Speeches, Comments*, 1947.
- [26] Roberts, B., *At the T. U. C.*, No. 2, 1962.
- [27] Roberts, B., *The Price of T. U. C. Leadership*, 1961.
- [28] T. U. C., *Trade Unionism; the Evidence of the T. U. C. to the Royal Commission on Trade Unions and Employers' Associations*, 1967.
- [29] T. U. C., *Annual Reports*, 1869-1970.
- [30] T. U. C., *Seventy Years of Trade Unionism, 1868-1938*, 1938.
- [31] T. U. C., *A Short History of British Trade Unionism*, 1947.
- [32] Webb, S. and Webb B., *The History of Trade Unionism*, revised ed., 1920. 荒畑寒村訳『イギリス労働組合運動史』上下, 改訂版, 1968.
- [33] 安井二郎「T. U. C. のオートメーション論議」, 『フェビアン研究』8巻11号(1957).
- [34] 安井二郎「T. U. C. における技術教育論議」1~3, 『フェビアン研究』9巻9, 10, 11号(1958).
- (本文献目録作成にあたっては、一橋大学経済研究所資料調査室、宮地幹夫氏の援助をうけた。記して感謝する。)